

# 人間の領域性—その理論と歴史

## 第5章 アメリカの領域的システム

ロバート・D・サック\*  
(田中 靖記\*\*, 山崎 孝史\*\*\*訳)

*Human territoriality: Its theory and history*  
Chapter 5 American Territorial System  
Robert David Sack  
(Cambridge: Cambridge University Press, 1986)

宗教改革は、ルネッサンスと資本主義の隆盛によってもたらされた大変動のひとつにすぎない。その他には世界探検、新大陸発見、そして植民地化があった。広大な北アメリカ半球は、その接触時には先住民が比較的まばらに住んでいるだけであったが、プロテスタント教徒北欧人の植民地に、近代的な政治経済構造が発展するための、最も肥沃な土地を与えた。なぜ、どのようにして領域性が、入植地および政府の道具となったのか。領域性の近代的構成要素とはなんなのだろうか。

### 新大陸発見と植民地化

#### 抽象的な領域と空間の出現

領域の近代的用法は、完成された形で突如出現したわけではない。「新大陸」に対する最初の譲渡証書と特許状は、主として、君主が、個人や企業に政治的かつ経済的な特権を与えた<sup>1)</sup>、封建時代の文書であった。だが、新大陸が示す条件は、従前の領域的拡張のケースとは大変異なっていたので、古い法的

原則に新しい修正を迫った。領域的視点から見ると、「新大陸発見」のまさに始まりについて、近代的な見方をする場合に強く目立つものは、区域に対する主権の主張に伴う抽象的幾何学的な性質である。こうした主張は、コミュニティや権力のために場所を空にするための、そしてさらにもっと具体的な特定の社会組織をかたどるための、自然な前提条件として現れる。そのスケールと強度において、また同じ程度に概念においても、人や場所に対するこのアプローチには近代的な響きがある。それは、社会関係に対する明確にして徹底した領域的定義を示していることである。人と領域の関係が頻繁に変化する場合、領域的定義は領域と空間の抽象的な意味を導く。それは、領域が内包する事象から概念的に切り離すことができる。簡単に言えば、新大陸発見のまさに初期から、ヨーロッパ人は領域性をかなりの程度抽象的に利用していたようであり、このことが空間の抽象的な概念の前提となり、それを強化している。

振り返ってみると、16世紀に、領域と空間の一種近代的な用法が存在していたことは明らかである。しかし、実際には、当時の概念は新旧の用法を複雑

\* ウィスコンシン大学メディソン校

\*\* 大阪市立大学院生

\*\*\* 大阪市立大学

© 2007 by Cambridge University Press

に融合したものであった。用法に変化が起こっていることに気づく者はほとんどいなかった。事実、近代的用法に関わる空間や領域の特性は、今日でもまだ明らかになる途上にあり、時代ごとに異なる程度で社会的意識の異なるレベルに浸透してきた。のちほど発展の段階と浸透の度合いに関するこれらの微細な点に注意が向けられるだろうが、まず、空間の近代の見方が、いつどこで最初に出現したかについて考えなければならない。

新大陸の発見と、空間と領域の新たな意味は、2つの根本的な社会変化の一部であった。1つは、封建主義という古い経済秩序が資本主義によって置き換えられたことであり、もう1つは、ルネッサンスによって中世的な精神構造が置き換えられたことである。商業資本主義は、分節化され、細胞化した封建主義的経済と政体から、ヨーロッパを引き離した。そして、新しい市場、新しい輸送ルート、そして拡大された領域的管轄権を求める、一握りの国家からなる政治経済的システムに基づいたグローバルな経済ネットワークへと導いた。さらに、ある伝統的で来世に関する知的な思想潮流から、世界に関する活力に満ちた好奇心、つまり新しい経験に対する飽くことのない欲求—そしてこれらを正当化するプロテスタンティズムが出現した。

ローマ帝国の滅亡から新大陸発見の時代にわたるこの千年間に支配的だった地球空間の見方は、閉鎖的な封建社会の地理的経験や、カトリック教会による聖書解釈の影響に由来していた。前者は、空間、場所、距離について、それらの内容に関する日常の経験と密接に結びついた、通常概念を提供した。それは、本書で原始的社会や農民社会について描いたのと同じ空間の感覚に基づいていた。事象と経験は、抽象的空間における位置とは異なり、場所や距離を定義した。場所間の距離を大まかに測定することは可能であったけれども、これらの抽象的な単位は具体的経験との関係をほとんど持たない。その上、中世世界はただ単に、局地的区域すら正確に表現する技術的装置を持ち合わせていなかった。中世の土地所有図は、多くの歪みやスケールからなるスケッチに過ぎない<sup>2)</sup> (図 5.1 参照)。離れた場所が一つの概念的に抽象的なシステムの中に集められる場合、その配置は宗教的な宇宙観と調和していた。この世

界観の視覚的表現は、通常、地球を3つの地域、すなわちアフリカ、アジア、ヨーロッパに分割していた。そしてその中心には、しばしばエルサレムが置かれていた<sup>3)</sup> (図 3.8 参照)。この概念の重要な点は、物理的空間において、人が実際に位置しているのがどこであれ、それは無関係であるということだ。つまり、人は中心—エルサレム—にくるよう努めねばならない。

この閉ざされた象徴的システムを用いるのではなく、探検家たちは地球空間（そして時間）がもっと抽象的で幾何学的なものであると考えていた。すなわち、経度、緯度、距離、時間が主要な空間の指示物であった<sup>4)</sup>。こうした例は、西洋ならびに人々が地球を表現するために座標系を用いたその他の文明に見られる。しかし、すでに注記したように、西洋に現れつつあった空間関係の表示システムの事例から見ると、他文明のシステムは異なった重要性を持ち、異なった目的で用いられていた。中国の座標系には宇宙論的な意味がこめられており、座標で囲まれたそれぞれの方角は、世界の縮図であった<sup>5)</sup>。ローマ帝国時代に、町の平面図や土地所有を地図化するために用いられる格子線（ケンチュリア化）は、抽象的な空間連続体の概念を示してはいない。むしろ、その単位は境界で囲まれ、しばしば既存の土地所有と結び付けられ、局地的な地形に従っていた<sup>6)</sup>。

空間と同様に時間も、ルネッサンス後の出来事によって徐々に変化した。もはや世界は、キリスト再臨までの時間を単にすごしていたのではない。古代世界の盛衰という歴史的事実は再発見されていた。ヨーロッパ人は、今や文明は時間を通して変化するに気づいていた。実際、新しい経済的秩序が、西洋社会を急速で未曾有の変化の時代にまさに突入させようとしていた。現在の社会は、過去の社会とは異なるものとして理解されつつあり、未来にはさらに大きな変化が待ち構えた。多くのものにとって、これらの変化は最善に向かうものであると考えられた。つまり、時間の経過は進化の過程となりつつあった。変化や進化の尺度として、時間は特定の事象から抽象化された。そして、時間が一層精確に計測され、それによって労働の単位を定義することが可能になるにつれ、時間の抽象化が増進した。

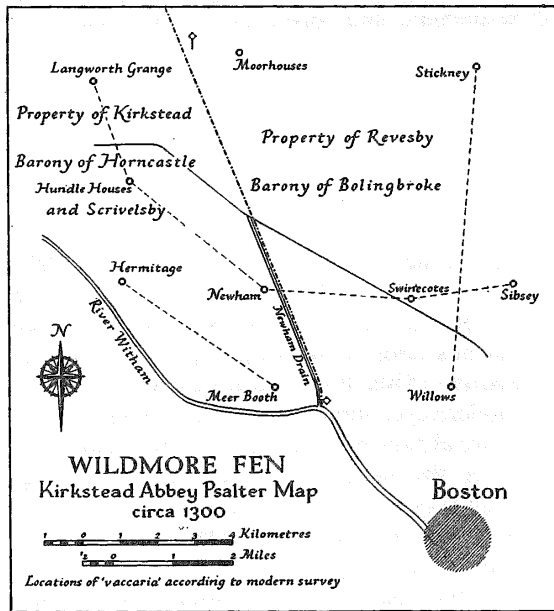
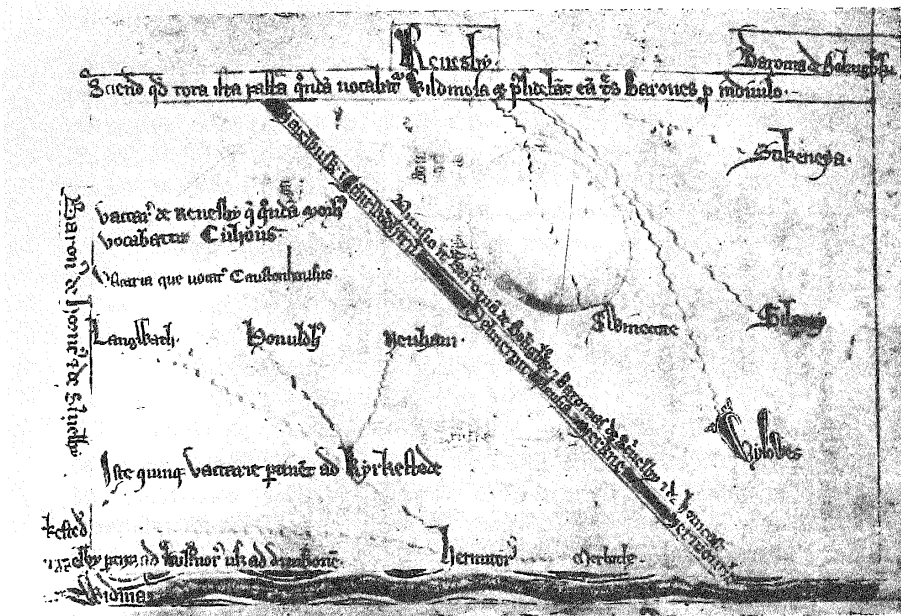


図 5.1 中世地籍図

- (a) カークステッド・レーヴィスピー両荘園間の境界に関する計画  
1150年の調査を元に1300年作製。カークステッド聖歌集より。  
ビーモント大学（オールドウィンザー）所蔵。
- (b) 近代の測量図によって示された(a)と同一の境界と「バックリア vaccaria」<sup>訳注</sup>。  
描かれた線は、適度な正確性を有し、互いに関連している。また、  
「直線化」されたウィーサム Witham 川とも関連するバックリア vaccaria の位置を示している。

出典：'Medieval Surveying and Maps,' *Geographical Journal*, 121(1995).  
The Royal Geographical Society, London の許可のもと転載。

訳注：牧牛用の草地

地球空間と時間の知覚における変化は、領域と社会に関する西洋の政治的理論的考察にすぐさま影響を与えたわけではない。領域に関するルネッサンス的思考は、中世的な様式のまま、2つの主要な分野に限定され続けた。1つは、政治プロセスに対する地理的規模の関係である。もう1つは、土地所有や財産権の異なる形態によるメリットである。これらは抽象的に議論されたが、一般的理解は、それら起源にもかかわらず、領域的關係は主として社会的に定義されるということであった。そうした関係は、現実の「有機体的」コミュニティを領域的に限定する傾向があった。一般的に、コミュニティは共通の目的を備えた統合された実体であると考えられた。多くの非地理的なコミュニティ（その1つがキリスト教徒のコミュニティ）が存在していたが、領域はまとまりある社会的実体を束ねるものであると信じられた。封建主義にとって、これは特に、政治的経済的なものが完全に重なり合う地理的に最も低次のスケール—例えば、私有地や町など—の場合に妥当した。ここで、コミュニティと領域は事実上同意語となる。この連想は、コミュニティ代表制について当時一般的であった見方に照らすとはっきりと理解される。

コミュニティの基本的な必要性や目的は、コミュニティのメンバーによって共有されると信じられていたので、誰かがコミュニティの要求を政府へ伝達することが可能であれば適切な代表制が機能したのである。その誰かとはい、選挙で選出されたものであれ、そうでない場合であれ、代表者であった。このシステムは、17世紀以前の慣習的形態であったが、一度も名前を授けられては来なかったようだ。パークが「仮想的代表 *virtual representation*」<sup>7)</sup>として描いたものと類似した特徴がみられるが、このシステムを「有機体的代表 *organic representation*」と呼ぶこととする。代表者が特定多数の人々を代表する比例代表という近代的視点と違って、有機体的代表は、代表制の課題がコミュニティ内の個人の数を反映することであるとは見なさない。それぞれのコミュニティは、共通の意思と要求を備えた単一の実体と考えられ、したがってそれぞれのコミュニティは、その人口に関わらず、コミュニティの利害に精通し、敏感な一人の人物によってさえ代表されることが可

能であった。その人物は、自らが代表するコミュニティ出身である必要はない。18世紀になって初めて（比例代表を適用した地方憲章で実証されたように）、そうした見方が、完全には取って代わられなかったが厳しい批判にさらされた。そのときまでに、地理的コミュニティがもはやその関心によって必ずしも統合されず、むしろ、しばしば多様で競合する関心や要請を持つ個人の過渡的な集合体であることは圧倒的に明らかになっていた。こうした社会関係の一層領域的な定義に伴って、なんらかの比例代表制を備えたシステムを考える必要性が生じたのである。

旧世界は領域性を主として社会的に定義されるものと見ていたが、事態はこれを変更しつつあった。新大陸にたいする認知は空間の抽象化を加速した。なぜなら、南北アメリカはヨーロッパの大国に、広大で、遠くにある、未知で、新しい空間を与えたからである。これが意味するのは、自ら自由にできる技術や政治的権力が限られていながらも、依然としてヨーロッパ人がすべての地理的レベルで、そして旧世界にはありえない強度で空間を「空にし」、それを組織し満たすために領域を形成することを主張できたことである。こうした空間の現実化と利用は一度に発生したものではない、と注記しておくことは、ここでも重要である。実際、このプロセスは現在でも発生し、増強されている。しかしながら、新大陸の発見はこのプロセスにとって甚大な推進力となった。

#### 植民地領有の主張

1493年の教皇アレクサンデルの大勅書は、社会関係に対する明確に抽象的で計量的な領域的定義と見なすことができ、事実上何世代にもわたってそうなる運命にあった最初の例である。すぐにトルデシリャス条約（1493）にとってかわられたこの文書は、スペインには、アゾレス諸島とカーボ・ヴェルデ島の西方、約100リーグにある新しく発見された非キリスト教徒の土地に対する権限を与え、ポルトガルには東方の発見地に対する権限を与えた<sup>8)</sup>。実際のところ、この分割線は両極間に引かれた子午線であった。歴史上初めて、抽象的な幾何学的システムが広大な一地球規模の—管轄区域を定義するために用いられた。15世紀には、これはさほど壮大で抽象的

な世界の幾何学的分割には見えなかったかもしれない。なぜなら、コロンブスや彼の直近の後継者による発見は、大陸ではなく、むしろアジア大陸沿岸沖の島嶼だと考えられていたからである。島という語がトルデシリャス条約自体にも頻繁に現れ、教皇は自らの関与を正当化したのは島を通してであった。これは、カトリック教会によると、8世紀のコンスタンティンによる「偽の」寄進状が、ローマ帝国の西方部分の島が教会へ遺贈されるという内容を含んでいたためである。大西洋を含むために、旧帝国の境界を拡張することによって、この文書は、教皇たちによって、彼らが地中海ならびに大西洋の島々にも管轄権を与える権限をもつこと意味すると解釈された<sup>9)</sup>。

教皇によるスペインやポルトガルへの管轄権認可には、宗教的および世俗的な義務の負荷が加えられた。宗教的な側面では、スペインとポルトガルは、それぞれの支配圏の中で魂あるもの全てに対する権限と責任を持つことを期待された。世俗的な側面として、管轄権の認可は、新しい領域が含まかもしれない現存するあらゆる政体へ封建的権限が拡大することと解釈された。

新大陸の巨大さが過小評価されていただけではなく、初期の譲渡証書と特許状からも、15世紀後半から16世紀中葉にかけて、これらの領域の住民がヨーロッパ人になじみのある習慣や領域的単位を持っている、と期待されていたことがわかる<sup>10)</sup>。そこから、征服には、これらの人々と土地に対して封建領主権を確立することが必要とされた。新大陸が旧世界的政治組織を持っているという仮定は、初期の特許状の言葉遣いにも見られる。1496年、国王ヘンリー7世がジョン・カボットに与えた特許状は、こう宣言している。カボットは「発見された、すべての町、都市、城、そしてそれらが所有する島を、征服、占領、そして所有することが許され、同じ村、町、そして城に関する規則、権利、そして管轄権を、そうして発見された土地からわれわれに譲渡させることによって、われわれの家臣そして補佐役として征服、占領、そして所有できる」<sup>11)</sup>。また、1584年にウォルター・ラリー卿に与えられた特許状によると、彼は征服された土地、領域、そして国家に対する、そしてそれらに存する「都市、城、町、そして村」

に対する権限を与えられた<sup>12)</sup>。

探検者は、中央および南アメリカで、高度に発達した文明に遭遇したけれども、北アメリカのほとんどでは、期待されていた形態での「都市、城、町、そして村」を発見しなかった。そして、時間がたつにつれて、北アメリカの領域が、荒野として、そしてその社会的内実という点では、「空の空間」として、大衆に提示されるようになる道が開かれていった。ヨーロッパ人が出会った多くの北アメリカ先住民は、共同体的土地利用を伴う「原始的」経済に依拠していた。先住民たちは、農耕に従事していたが、狩猟採集民でもあった。ヨーロッパ人の目には、その土地は空漠で雑然としたものに見えた。彼・彼女らは犬を除いて、家畜をもっていなかった。先住民の慣習と土地利用は非常に異質なものであり、その政治プロセスにはほとんど目を惹くものがないように思えたので、多くのヨーロッパ人は、インディアンは人間以下であり、土地から退去させられることができるしそうすべきであると結論付けた。

その著書『ヴァージニア、ニューイングランド、およびサマー諸島の概略史』において、ジョン・スミスは、インディアンを（180度方針転換して。というのは、彼はその前に、インディアンは優しく寛大である、と記していたから）「不誠実で人間とは言えない人々。獣よりもひどい獐猛性のある残酷な獣である」<sup>13)</sup>と表現した。また、スミスの友人であるパーチャスは、(ジェニングスにしたがって)「キリスト教徒英国人は、正当にインディアンの土地を取得した。なぜなら、神はご自身の土地は耕作されるべきであり、『彼ら[野蛮人]が住んでいるというよりはさまよっている、かの未開で野生の領地』という状況にとどめるべきではないと考えておられた」<sup>14)</sup>と主張した。「住んでいるというよりはさまよっている」という考えは事実ではなかったけれども、インディアンの土地をヨーロッパ人が接収するための一つの合理的解釈となりえた(そして、どこにおいても先住民を排除するための口実として、ヨーロッパによる植民地化全体を通して利用することができた)。インディアンを野蛮で人間以下と定義したことは、彼・彼女らを排除する上で重要なステップだった。なぜなら、当時のヨーロッパ人は一般的に、「害を及ぼさない文明化した国の人々を侵略し、土

地を取り上げることは道徳に反し、国際法の原則を侵す<sup>15)</sup>と考えていたからである。征服されたインディアンは、ヨーロッパ人とは異なる扱いを受けた。ニューヨークのオランダ人入植者のほとんどは、イギリス人がその植民地を接収したとき、自分たちの土地を取り上げられることはなかった<sup>16)</sup>。むしろ、オランダの法律よりもイギリスの法律に従うことを要求されたに過ぎなかった。イギリスがアルスターに植民地を設立したときも、アイルランド人が土地から追い出されることはなかった<sup>17)</sup>。オランダ人やアイルランド人はキリスト教徒であったし、イギリス人は、特にオランダ人を、文明化された人々でその財産権は尊重されるべきであると考えていた。インディアンを文明が未発達で野蛮だと信ずることは、他の何にもまして、土地に対するインディアンの主張へのヨーロッパ人の反応を鈍らせ、アメリカ両大陸の広大な区域を獲得すべき空の空間であるかのように見せた<sup>18)</sup>。

もちろん、インディアンの排除は、考えていたよりも簡単に行くことはできなかった。初期のヨーロッパ入植者よりもはるかに数に勝るインディアンは、しばしば入植者の攻撃を回避することができた。多くの場合、この2つのグループが時に友好的に、そうでない場合も多かったが、混合して生活しており、しばしばお互いの文化に影響を与えていた。インディアンの土地の接収に対して、異論を唱えるヨーロッパ人もいた。しかし、それらはしばしば利己的な議論であり、そういう議論をする者は、機会が訪れると、喜んでインディアンの土地を占拠したいと考えていた。ロジャー・ウィリアムズは、イギリス王室よりもインディアンから買収された土地に対するセーラム Salem の権利を守ろうとした人物であるが、彼は、その土地がインディアンによって所有されているという事実を正当化せねばならなかった。クロノン Cronon によると、ウィリアムズは次のように主張した。

国王は、「先住インディアンに属していた領地を、彼のイギリス人臣民に与えることで、不正」を犯した。たとえインディアンがイギリス人とは違う方法で土地を利用していたとしても、彼らは、最初に占拠した権利と、彼らがそこで積み重ねてきた生態的变化に対する権利によって、土地を所有していた。インディア

ンが農耕をしていようがしていまいが、彼らは「領地内で広く狩猟を行い、狩猟用の遠征<sup>訳註</sup>旅行のために、年に一度か二度領地内のすべての下生えを焼き払っていた」。ウィリアムズによると、森を焼き払うことは一つの利用であり、それは、イギリス国王が王有林に対して主張できるのと同程度の権利を、インディアンに与える。もしイギリス人がインディアンの狩猟場に侵入し、利用されていないという理由でそこへの所有権を主張することができるのであれば、インディアンは王立の狩猟公園に対して同様のことができるであろう<sup>19)</sup>。

しかし、インディアンの権利を擁護する議論は、利己的であろうとなかろうと、インディアンの土地を求める叫びによってかき消された。17世紀の初期までに、インディアンとその土地への非農業的な関わりを人間以下と特徴付けることは、白人の拡張を説明する原理として機能した。1629年、マサチューセッツの知事ウインスロップ Winthrop は、アメリカの土地のほとんどは、「インディアンが『征服』したことはなかったため、居住真空地帯に関する法的規定が適用される」<sup>20)</sup>と宣言した。そして、ジョン・コットンは「何もない土地で、それを所有し、そこに文化と農業を与える者は、その土地の権利を有する」<sup>21)</sup>と叙述している。この立場は、19世紀いっばい存続した。マーシャル首席裁判官は、1823年、インディアンは「獐猛な野蛮人であり…その職業は戦争であり、その生存の糧は主に森から得られる…[それゆえに] 征服者と被征服者の関係を…規定する法は、そのような状況下の人々に適用することはできない」と主張した<sup>22)</sup>。

新世界の特許状は、領域的要求を抽象的かつ幾何学的に記述していた。そして、概念的に、次に実際にインディアンの土地が更地にされることに伴い、領域的権限を示す幾何学的直線が、破竹の勢いで空間を更地にし、維持していく装置となり、コミュニティを領域的に制定していく。最初のヴァージニア憲章(1606)は、北緯34度から45度にかけての線と、沖合100マイルまでの線によって切り取られる領域に対して管轄権を確立した。この憲章は、この計測可能な空間のどこか、1つは北緯34度から41度の間、もう1つは北緯38度から45度の間、2つの入植地を設立するよう求めた<sup>23)</sup>。それぞれの入植地は、南北に50マイル、西に100マイルの範囲の

資源を利用できる権利を持っていた。これらの諸権利は、第2（1609年）および第3（1611・12年）の憲章で精緻化され、拡張された。第3の憲章は沖合の権利を300リーグまで拡張したが、どちらの特許状も、各入植地の領域がさらにどのように細分化されるべきかの詳細には触れていなかった。

1618年2月3日、ヴァージニア会社は、その植民地に自治体法人化を認める権限を与え、1619年の最初のヴァージニア議会の議事録には、それぞれの法人自治体とプランテーションから代表者が出席したと記されている。1621年8月24日、ヴァージニア法令は、すべての町、ハンドレッド、ないし「特定のプランテーション」から、2人の代議士が選出される代表制に基礎を置く植民地議会を設立した。それゆえ、早くも1618年までに、そして1621年までには確実に、ほんの数千人の人々によって構成された植民地に、政治的代表制のための領域的な下位区分が確立された。1634年までに、植民地議会は、郡countyの形態を持つ地方政府を創出し、よって完成された階層的な領域的組織が定着した<sup>24)</sup>。ヴァージニア憲章は、抽象的な数理境界を用いていたが、領域的な下位区分の形態について詳述していなかった。その後続く植民地の最初の憲章は、その両方について述べ、区域を代表するための手続きを記述する場合もあった。実際のところ、これらの憲章は、領域的に空間を細分化する際、柔軟かつ実験的なアプローチを取っているように見えた。

1629年から30年にかけて、ロバート・ヒース卿に与えられた特許状は、彼の領地を次のように定義した。

アメリカ内のわれわれの<sup>訳注 2)</sup>自治領内に位置し<sup>訳注 3)</sup>、伸張し、存在する領土や陸路の全て。その範囲は、南ヴァージニア海にあるルーク島と呼ばれる島の北端から延び、北緯36度以内では、西は南の海に至るまで、南はフロリダ沿岸に流れこむセント・マティアス川に至るまで、さらに北緯31度以内では、まっすぐ西に前述の南の海に至るまで。

特許状が彼に与えたのは、「設立され法人化されるための特権と適切な法的免除持つ、住民の利益と場所の便益のために、村をバラboroughへ、そしてバラを市へと昇格させ、そして彼もしくはそれら住

民や地域に最も都合が良いと思われる前提で、その他全てのことを行う<sup>25)</sup>完全にして自由な権利であった。1663年の「カロライナの土地所有者の宣言と提案」第4条には、下位領域のユニットと区域代表制のための条項が含まれている。その条項はこう述べる。

我々は…土地の自由所有者の大部分、あるいは彼らの代理人や植民地議会議員が、彼らによって、彼ら自身から選ばれる、すなわち、合意されたやり方で、部族、地区、あるいは教会区ごとに2名ずつ、選ばれる権利、そして総督や議会の助言と同意によって、またはそれを踏まえて、自らの法を作る権利を与えるであろう<sup>26)</sup>。

1663年のロードアイランド憲章（その境界は以前の憲章で定められていた）が植民地議会に課したのは、管轄区域を設定し、管轄裁判所を設立すること、そして「全ての区域、町、市の数と境界を規定し、制限し、区別すること<sup>27)</sup>」であった。1639年のメイン植民地Provinceの譲渡証書は、市、バラ、そして町が、すべての自由とそこに属する事物とともに、法人化することを認め、

[そして]完全な権力と権限として、この結果譲渡された領域の全て、もしくは一部を分割し…プロヴィンス、郡、市、町、ハンドレッドと教会区、あるいは譲渡を受けた者が…ふさわしいと[みなす]その他の区域や部分を形成すること、そしてそれらの全てないしいずれかにおいて、そうした土地の部分を公共の利用のために指定し、割り当てることを認めている<sup>28)</sup>。

1664年のニューカエサレア、つまりニュージャージーの憲章が議会を創設した理由は、

いくつかの管区、ハンドレッド、教会区、永代借地、もしくは今後、前述のプロヴィンスで形成され、設立されるその他のいかなる地域区分の中で、公平な税を課すためであり…[そして]前述の植民地を、ハンドレッド、教会区、部族居住区tribes、もしくは適切と考えられるようなその他の分割や区分に、分けるためである。そしてその代表制は、これら地域区分に基づかなければならない<sup>29)</sup>。

1683年の東ニュージャージー植民地基本憲章には、代表制へのもっと柔軟な地理的アプローチが見

られる。大議会への代表制は概説されているが、詳述はされていない。なぜなら、領域的ユニットは、未だその数と種類が定められていなかったからである。つまり、

現在は、今後予想されるほど多くの町が存在せず、プロヴィンスも、今後分割が予想されるような郡へは分割されてはいないのであるから、結果的に、各町と郡に対して何人が選出されるかについて、確かな決定<sup>32</sup>（注4）を下すことができない。[とはいうものの]現在のところ、24人が8つの町で選出され…48人が郡で選出されるであろう<sup>30</sup>。

1681年のウィリアム・ペンへの特許状は、著しく計量的である。その特許状は、ペンに以下の土地全てを与えた。

東はデラウェア川が境界となり、ニューキャッスル町の北方12マイルから、北緯43度までの範囲であり、前述の川の源流からは、東の境界は、子午線によって決定され、前述の川の源流から、前述の北緯43度まで引かれる。前述の土地は、経度にして5度西に拡がり、前述の東の境界から計算される。そして前述の土地は、北は北緯43度が始まる位置によって、南はニューキャッスルの北に12マイル離れた所で、町の西から北緯40度の始まる位置にかけて、描かれる円によって囲まれ、そこから上述した経度の限界へと西に延びる直線が境となる。

この領地内で、ペンに与えられたのは、「前述の地域Countryを、町、ハンドレッド、そして郡に分割し」、「町をバラに、バラを市に昇格させ、法人化する」<sup>31</sup>絶対的権力であった。ペンは、これを彼が練り上げた「政府のフレーム」（1682-96年および1701年）の中で実行しようとした。それは下位領域のユニットのための詳細な計画を含んでいた。

カロライナに対する1669年の計画は、おそらく階層的な領域区分としてもっとも素晴らしく精巧なものだった。それは、ロックによって立案されたと考えられていたが、決して完全には実行されなかった。どの程度ヒエラルキーが規定されているかは、土地の細分化に関する多くの規則の最初のものから確認できる。

プロヴィンス全体は、郡に分割される。そして、[正

方形を描くことによって]それぞれの郡は、8つのシニョリーsigniories、8つのバロニーbaronies、4つのプリシントprecinctsから構成される。[そして]それぞれのプリシントは6つのコロニーcoloniesから構成される。それぞれのシニョリー、バロニー、コロニーが、12,000エーカーの面積からなるのは…土地を配置し、そこに植民する上で、プロヴィンス政府の均衡を守るためである<sup>32</sup>。

これらの憲章と譲渡証書は、大きな地理的スケールでの領域とコミュニティに関する抽象的で実験的でさえある態度を示す証拠となる。もっとローカルなレベルにおいて、コミュニティと土地に対する態度について、どのようなことが言えるだろうか。答えは非常に複雑であるが、ここでも、さらに進んだ抽象的な空間概念を示す証拠が見つかる。初期の譲渡証書はいくつかの封建的特徴を含んでいるが、それらが最も頻繁に規定する土地保有の形態は、ケント郡のイースト・グリニッジの土地保有をモデルとしていた（メリーランドとペンシルヴェニアの土地譲渡証書は、ケント郡のものと非常に似たダーラムの司教区の土地保有をモデルとしていた）。ケント郡の男子均分相続土地保有、つまり当時のいわゆる自由一般土地保有、の一般的特徴は以下のようなものであった。

1. 男性相続人の間で、土地は自由に均等分割できた。なぜならケント郡での財産相続において、長子相続権は存在しなかったからである。
2. ケント郡民は、土地を自由に分割、贈与でき、領主に対してさえ、土地の分割と贈与に関して王法廷King's courtで訴訟を起こすことができた。
3. 裁判手続きは、他の地域より直接的で、煩わしくなかった。
4. すべてのケント郡民は自由人として出生した。つまりケント郡では農奴制は存在しなかった<sup>33</sup>。

ケント郡の慣行のような土地の譲渡は、土地保有に対する封建的制約が最も少ないシステムが、北アメリカの植民地で実施されていたということを意味していた。このタイプの土地所有は、見知らぬ、未踏の土地をすばやく売買する可動性のある人口集団を対象とした投機的な商業的事業、そしてそうした土地を計量化できて価値を持つ空間の区画として認識することによって、最も適していた。

この無制限の土地システムは、場所に対する抽象



的な概念を喚起した一方、最初の入植者は土地について知らなければならず、彼らは定住したいと考えていた。しかし、彼らの地理的知識は限られており、入植者がほとんどいない上に、土地は広大であることが特にそれを助長した。土地ははるかに広大であった。ある程度の知識があったことは、郡、区、町、そして土地私有に対する、初期の土地請求の中に示されている。土地の請求でしばしば言及されたのは、海岸線、川、湿地、あるいは丘のような自然の特徴であった。初期のヨーロッパ人の土地請求の中には、しばしば、インディアンによる場所の名前と記述が含まれていた。例えば、1636年にウィリアム・ピンチョンがインディアンから購入した土地の証書は、スプリングフィールドにおける地所を次のように記述している。

その土地、muckeosquittaj 訳注 ㉑つまり草地、accomsick つまりクアナ Quana の反対側にある土地。そしてアガワム Agaam の側の土地と muckeosquittaj の全てから、Cottinackeesh つまり現在入植されている地所を除いた土地… [そして] Masaksicke 訳注 ㉒からチョコビー Chickuppe 川にかけて、長さにして約 4 ないし 5 マイル延びる…コネチカット Quinnecticot 川の東側にある全ての土地<sup>34)</sup>。

入植者個人は、自分の農地の内容と土地区画 township のいくばくかについて知識を持つようになったが、土地が広大であり、ヨーロッパ人居住者が少ないために、次の町ができるかもしれない隣接区域について知ることは困難だった。実際のところ、町の形態はしばしば不規則で、何もなくて所有権が主張されない空間を残していた。18世紀初期になって初めて、マサチューセッツが、開拓集落に対して相互隣接するよう求めたのは、インディアンの蜂起から入植者を守ることを一層容易にするためであった<sup>35)</sup>。そして、たとえ入植を予定されているのが隣接した区域であっても、そこに入植することになっている人々が、そのことを直接に認識するということを直には意味しなかった。土地はしばしば測量される前に譲渡された<sup>36)</sup>。1715年になってようやく、マサチューセッツが、譲渡前の土地を測量するための最初の計画的な努力をしたが、この測量の対象はコネチカット川とミルマック川の間であった<sup>37)</sup>。この時代の測量は、土地を最低限の言葉で記述してい

たが、それは部分的には、調査が抽象的で幾何学的になりつつあったからである<sup>38)</sup>。18世紀中葉になると、長方形分割、すなわちある一点からの単純距離と方向という点から土地を記述することによって、空間的な精度が高まっていくが、これはしばしば測量対象地の局地的な自然的特徴と歴史を犠牲にして獲得された。たとえば、(控えめではあるけれども)1636年のウィリアム・ピンチョンへの証書に含まれていたタイプの自然的、文化的詳細は、同じ郡からの18世紀の証書には記載されていない。この郡は、以下のように抽象的に定義された二つのタウンシップ全域に権利を委譲した。

幅 6 マイル、長さ 7 マイルの範囲に含まれるもの全て、そして…タウンシップは、規則正しい形で配置され、前述の土地の区画の南西の角は、ニューフランingham New Framingham という名前と呼ばれ、知られている新しいタウンシップの北東の角から始まる。そこから、上に記述したタウンシップ両方を含み、それらを上述したように規則正しい形に配置するまで、北と東へ伸びる<sup>39)</sup>。

#### 北アメリカとアイルランド

北アメリカにおける諸過程を、イギリスによるアイルランド植民地化(アイルランドは、当時のイギリスの海外拡張のもう一方の主要地域であった)を伴った諸過程と簡潔に比較することによって、北アメリカの領域的主張のほうがどれだけ抽象的であったか、そしてその土地のほうがどれだけ空なものに見えていたかが例示される。イギリス人は、12世紀にアイルランドを侵略し、その後ずっと、アイルランドの土地に対する、なんらかの形態の所有権を主張してきた。アイルランドの習慣と地理についての知識を、イギリス人は得ることができた。そしてアイルランド人の中には農耕民でないものがいたが、全てキリスト教徒であり、ヘンリー8世の治世以降、プロテスタントのイギリス人にとっては異端的存在であった。実際には、アイルランド人はイギリス人よりも長い間キリスト教徒であった。

イギリスは長きにわたってアイルランドを知り、接触しており、そしてアイルランド人をしばしば人間、そしてキリスト教徒として受け入れてきたことによって、概念的に消し去ることが不可能なアイルランドの景観に対するイギリス人のイメージに、特

定の、そしてしばしば詳細な、細部と意味が加えられた。この親近性によって、イギリス人がアイルランドを空の空間として、つまり領域的ユニットに整然と幾何学的に分割できると考えることを困難とした。このことは、アイルランドにおけるイギリスのプランテーションに関する地図、測量、そして計画が、内実の豊かな、既存のアイルランドの文脈に一定程度従っていたことから確認できる<sup>40)</sup>。

イギリス人がアイルランドの土地を測量したのは、16世紀後半から17世紀の植民地化に向けて主要な活動を始める前であった。これらプランテーション関係資料は、財産証書の記録と共に、イギリスのプランテーションが、既存のアイルランドの土地所有の上に、一定程度接木されていたことを示している。プランテーション計画にしばしば含まれていたのは、イギリスのプランテーションの中にアイルランド人の土地が点在するというものであった<sup>41)</sup>。例えば、アルスターにおける、没収地のプランテーションの基礎を築いた1608年の諸令があるが、それに先行するイギリスの布令は、第4部の中で以下のように述べる。「これらの没収地の配分を受けるものは、いくつかの種類から構成されねばならない。1. イギリス人およびスコットランド人の借地人と共に、その分配地に入植する予定のイギリス人とスコットランド人。2. アイルランドにいる従僕 *Sarviter* で、自らの選択でイギリス人およびアイルランド人の借地人と契約してよい者。3. 自由土地所有者となる予定のこれらの国の出身者」<sup>42)</sup>。

それから、郡ごとの土地測量が実施された。将来再測量する必要がないように、既存の土地の測量法とユニットが用いられるべきとする規約が含まれていた。つまり、法令の用語で言うと、「混乱…そして郡全域の計測をこれ以上変更することを避けるために、すべてのバリボー *ballyboe* [アイルランドの区域ユニット] は、今は亡き反逆者ティローン *Tyrene* が死去した時に知られ、計画され、用いられたのと同じ境界と規模を持たなければならない<sup>43)</sup>」。既存の土地利用に従えというさらなる指示が確認される文書は、「アルスターにおける没収地の配分とプランテーションに関して、土地の被配分者が遵守すべき布令と条件」(1608年に印刷されたものより)そして「アイルランドのプランテーション監督官に任

命される者への指針条項」である。例えば、これらの文書は以下のように表現していた。つまり、没収地を他の土地から注意して区別する必要があり、郡内の土地の分割は「旧教会区の古代の範囲」を認識しなければならず、もしくは「既知のメッツ *Metts* と名前によって、特に、すべてのバリボー、タス *Tath*, ポール *Polle*, クォーター *Quarter*, あるいは同様のアイルランドの土地管区の数と名前の両方へ言及して、それぞれの区画に知られるべき適当な名前をつけるために、画定され」<sup>44)</sup>なければならない。

1618年のイギリスによるアルスターの測量(入植計画の10年後)は、土地に関する知識がどれほど詳細か、どれだけの現地人とどれだけの過去の知識が新しい入植地に組み込まれていたかを、さらに例示している。典型的な例はピナルの測量である。キャヴァン郡に対して、ピナルは、ジェームズ・ハミルトン卿によって所有される3,000エーカーの土地への言及から始める。主要な土地の名称は、ケネス(2,000エーカー)、キャスベル(1,000エーカー)である。ピナルはキャスベルの土地について次のように記述する。

この比率に基づいて、石灰岩でできた非常に大きく堅固な、オービグニー *Aubignie* 城と呼ばれる城が建てられ、門上のフリーストーンには王の軍隊が刻まれている。この城は5階建てで、側面堡塁のために4つの円塔があり、城本体は奥行き50フィート、幅28フィートに及ぶ。城の一端に、80フィート四方の石灰岩の城壁 *Bawne* が隣接しており、高さ15フィートの2つの塔がついている。この城は強固に建てられ、非常に精巧である。この城の中に、王自ら住み、自分の妃と家族と共に居を構えている。この城は5本の踏みならされた道の合流地点に立っており、これらの道がその国の全ての部分を結び付けている<sup>45)</sup>。

彼は、この土地にいるイギリスの自由土地保有者と農業労働者の数、その土地保有と特徴を記述し、合わせて従僕と現地人に割り当てられる土地の概略を述べ続けていく<sup>46)</sup>。

アイルランドでのイギリス人入植者は、北アメリカの入植者よりもはるかに多くのことを知ることができた。地図、測量、そして証書は、詳細な景観の特徴そして既存のアイルランドの土地利用慣行と土地区分を組み込み続けた<sup>47)</sup>。さらに入植計画は、イ

ギリス人の中に散在するアイルランド人集団を含んでいた。これを、北アメリカの特許状と譲渡証書でなされた領域的コントロールへの抽象的な主張と比べてみよう。あちらこちらで自然の特徴やインディアンの地名が言及されるかもしれないが、圧倒的な意味は「空の空間」を主張し、細分化することにある。

### 減少する領域の社会的定義

さて、創設時において、イギリス領北アメリカのほとんどすべての植民地は、土地の権利を主張するために抽象的で幾何学的な形態を用いており、その領域を都合のよいレベルと数の下位領域のユニットへと細分化する方法を準備していた。当時の人々が、下位領域さえ、少なくとも部分的に、社会的関係を定義すると考えていたことは、それら領域の設立を正当化するために「都合のよい convenient」という言葉を頻繁に用いたことに認められる。その上、植民者に与えられた下位領域のユニットの最も都合のよいタイプ、レベル、そして数を決定する自由が示唆するのは、人々と領域の関係が、行動に影響を及ぼし、それを組織し、コントロールするための空間の利用における巨大な社会的実験として、いくつかの点で提示されつつあるということでもある<sup>48)</sup>。

しかし、社会的ユニットの領域的創出に付随した感覚は、これらのユニットが、有機体的な社会的実体を包含すべきというものであった。しかし、この見方の活力は、商業の役割と地理的流動性が高まるにつれ減少する運命にあった。ローカルなレベルで、社会的に定義されたコミュニティの意味を維持しようとする勝ち目のない闘争は、北アメリカ大陸のいたるところで例証されるが、ピューリタンのケースがおそらく最も先鋭的であろう。

ピューリタンは神政国家を建設するためにニューイングランドに入植した。そこでは、教会区がコミュニティを定義し組織するのに大きな役割を果たした。ニューイングランドの町は、世俗の権威が接木された教会区であった。しかし、入植者は、新世界における事象の動態的性格をすぐに認識し、教会構造に組み込んだ。1648年までに、ピューリタンは、牧師と教会区民が教会区を改変できる規則を制定した<sup>49)</sup>。しかし、こうしたモビリティへの譲歩は、常

にコミュニティと教会区を単一の実体に保つには十分ではなかった。特に都市において、教会区の境界はしばしば無視された。既存の領域と一致しない教会の分派が生じ、まったく教会区を認識しない宗派もあった<sup>50)</sup>。

その他の減少する領域の社会的定義の徴候は、ニューイングランドのコミュニティにおいて、メンバーシップの定義として州がますます強調されていることにも見ることができる。ニューイングランドの社会を閉ざされたままにしておく理由は、社会が矛盾のない宗教的見地を持つ住民を含んでいるという要望と、イギリスにいる者として、貧しい人々を支援する負担をあまり課されないという要望であった。望ましくない人々を排除する最も直接的な方法は、居住者に対して厳格な法的資格を付与することであった。町の土地は第一には発見した入植者に所属し、ニューカマーは、コミュニティ内に定住し、土地を所有する以前に町民によって認可される必要があった。このことは、町はコミュニティのふさわしいメンバーからなる貧者のみを救済するという意味している。

ニューイングランドの町の中への立ち入りを制限した初期の記録された試みのひとつは、1639年のサンドイッチ村の規則にある。その規則は、入村の一般的原則を次のように定めた。「そして、村民の間での物事をさらに良好に処理するために、教会、テオ・ブレンス Theo Prence 氏、あるいはそれらが選ぶアシスタントの誰かからの許可なしに、今後誰もサンドイッチ村への住民となること、あるいは村民としての特権を享受することを認めないと定める」<sup>51)</sup>。似たような規則は、他の町でも制定された。しかし多くの場合、もし別の町がそこからの移住者の帰郷受け入れを保証するのなら、しばらくは逗留することができた。しかし、遅かれ早かれ、彼は現住する町に対して居住許可の申請をしなければならなかった<sup>52)</sup>。早くも1636年には、プリマス植民地は新規入植者のためのルールを策定し、次のように規定した。「他所から来るものは、総督もしくは少なくとも2人の政務官による認可を得なければ、この管轄区での住人とは認められない」<sup>53)</sup>。そして、同年、ボストンは、来客の滞在さえもコントロールする規則を制定し、「町民は、町の事業を采配するために任命

されたものの許可なしに、よそ者を 14 日以上滞在させることはできない」<sup>54)</sup>。

さらに土地の占有を守るために、多くのコミュニティは、コミュニティの認可なしに、誰もよそ者に土地を売ることを許されないと定めた。土地取引をめぐる争論において、サドベリー町は、1636 年に、次のように主張した。リチャード・フェアバンクは「サドベリーのはずれにあるウィリアム・バルストーン Balstone の 2 つの家を、かつての布令に反して、2 人のよそ者に売却した。ゆえにその売却は無効であり、前述のリチャード・フェアバンクは布令違反により財産を没収されるべきである」<sup>55)</sup>。また、1657 年、プリマスの法廷はタウントン町の不服に応答し、以下のような結論した。

さまざまな、好ましくない、そして非難すべき人々が、前述の町の中に入り込んで住むようになっている。これらの人々は、裁判所命令に従って、2 人の政務官の認可を得ず、住民の要望の精神にも反している、…そこで、1. 町民は、そのような人々を、客として迎え入れてはならない、もしくは、令ずるために任命された 5 人の理事の認可なしに、そのような人々を迎え入れた場合、1 週間につき 12 シリングの罰金を [科さなければいけない] [と決定した] …そして 2. 同様に、町はその町民に以下の警告を与えるよう命ぜられる。つまり、よそ者を迎え入れ、住民の一員とするために、その者に家屋や土地を売ったり、相続させたり、与えたりしてはいけない。ただし、よそ者を迎え入れて非難されても、申し開きができる者は、古代の裁判所命令に従って、2 人の政務官の認可を少なくとも得た者である <sup>56)</sup>。

多くのコミュニティは、このような構成員資格への制限を取り入れ、土地所有へのアクセス、特に貧困救済への資格をコントロールしようとした。しかし、ほとんどのコミュニティはますます大きくなり、さらに多くのよそ者が流入するようになった。秩序を維持し社会保障を提供するために、一層寛大な居住基準が必要となった。1642 年に、プリマスにおいて法律の条項を基にして形成された合意事項は次のように述べる。「タウンシップに住み、平穏に入植し、そして来訪後 3 ヶ月の期間内という条件で除外されない全ての者は、この場合住人とみなす」<sup>57)</sup>。これは「ウォーニング・アウト warning out」と呼ばれ、コミュニティの構成員資格の定義の一部を領域性に

シフトする効果をもっていた。悪事を看破されず、自らを厄介者にすることなく、単に 3 ヶ月間その場所にいることによって、人はコミュニティの構成員になり、貧困救済への資格を得た。「ウォーニング・アウト」は、すぐに他のニューイングランドのコミュニティにも採用され、1672 年の連合規約(第Ⅷ条)の中に組み込まれた。しかし、人口と地理的流動性はますます増大したので、流入し退出警告を受けない貧民全てを支援する余裕がまったくないコミュニティも現れた。それで、18 世紀には、コミュニティに受け入れられ、貧困救済の資格を有するまで居住しなければならない期間が長くなった。また、期間の長期化は、植民地政府、後には州政府が、貧困救済の部分的責務を担うことを促したと理解されていた <sup>58)</sup>。19 世紀には、州はそれだけをやるとになり、これによって、ローカルなコミュニティは居住資格のための期間を短縮することができた。

人口、地理的流動性、そして内部紛争の増加によって、ニューイングランドは、有機的実体よりも便宜的なコミュニティのように見えた。そして、18 世紀中ごろまでに、これらの潮流にはさらなる法的な認識が与えられ、植民地憲章が比例代表制の規約ばかりでなく、合意に基づいた定期的改選の要件を含むようになった。これが意味しているのは、領域的実体は、公式には便宜的で偶発的な型枠として、そして単なる有機的実体としてではなく認識されたということである。比例代表制は、フェデラリストの政治哲学と合衆国憲法の一部において、重要な要素となっていく。しかし、独立革命期からの証拠を検証する前に、植民地時代における領域性のその他の用例がまだ存在したことについて言及されるべきである。

#### その他の領域的効果

領域の譲渡認可の権限を持つことは、植民地の政府組織の有力な基礎であったが、初期においてはそのような譲渡許可を持たない入植地があった。2 つの有名な例が、プリマスとニューヘーブンである。興味深いのは、特許状をもたない植民地ないし植民地会社が、結局、領域の所有を主張しなければならなくなり、インディアンからそれを「購入」して主張したことである(前述のロジャー・ウィリアムズの

言葉を参照)。領域の購入は、インディアンの観点からはそのように見られなかったかもしれないが、入植者は、領域は必要であり、他のヨーロッパ人が認識する形態でなければならないと信じていた。土地を譲渡された植民地は、譲渡地内で生活するインディアンとの争論を解決する強制力をほとんど持たなかった。なぜなら、ヨーロッパ人の観点からは、ヨーロッパ人はその土地をすでに所有していたからである。領域性は統治の様式として好まれ、この様式は、さらなる領域を生み出した。それまで非領域的であった植民地は、それ自身の土地の所有を主張しなければならぬか、すでにそうした主張をおこなった隣接する植民地に組み込まれるかの、いずれかであった。

植民地時代は、出現しつつある階層的組織から期待される領域的効果の多くを示している。政府は、階層的組織をコントロールの領野と責任の階層を定義するために用いた。しかし、階層的組織は、不整合とスピルオーバーを生み出すという意図せざる効果も持っていた。それが意図的でなくみえるのは、当時、領域性が権力の源泉を偽装するために用いられた、という明白な証拠がないからである。多くの不整合とスピルオーバーの事例のなかで、ニューイングランドの教会区構造に関する例は、良く知られていないが、単にその効果が明らかに非意図的であるという理由でここで記述するに値する。

既に記したように、マサチューセッツは、教会区と世俗の権威が一致し、会衆派教会主義が公式宗教になるよう願っていた。植民地の聖職者は、元来教会区民からの自発的寄付によって支援されることを欲していた。しかし、1650年代までに、自発的寄付が十分な量を確保できなくなったので、政府は聖職者を支援するために税を徴収しなければならなかった。聖職者へ支払う割合は、累進性を基礎に設定されていた<sup>99</sup>。会衆派信者でない人々でさえ、町の世俗的そして教会的機能両方を支援するために課税された。そして1692年には、町の課税による町内聖職者への支援が、ウィリアム王とメアリー女王によって与えられた特許状の中で繰り返された。1728年までに、これらの税の免除が、再洗礼派信者とクエーカー教徒に対して、1734年にはパプティスト派信者に対して認められた。しかし、忠実な会衆派信徒

で、自分の教会もしくは聖職者を支援することを欲しないが、会衆派信徒であり続けたいと思う者でも免税は認められなかった。もちろん、信徒らは別の教会を設立することはできたが、居住している教会区の教会に対する税金を依然として支払わなければならなかった。これら信徒が二重課税を逃れる唯一の手段は、教会区の教会への支援を免除される宗派の一つに改宗することだった。この逆説の核心はこうである。領域的コントロールは、支援と会衆派教会への参列の責任の範囲を形式的に割り当てることには部分的に成功した一方で、コントロールしようとした人々を封じ込めることには失敗したのである。

植民地の領域的システムは、政府とコミュニティの概念にとって重要な結果をもたらしたが、植民地化の第一の意図は、本国に富をもたらすということであった、ということ忘れてはならない。特許状を領域的にすることによって、本国は新世界の資源を搾取することができた。搾取を推進するために、初期の憲章のかなりの部分は、領域内で権利が主張される資源の長い一覧表を含んでいた。これらの一覧表が驚くに値するのは、譲渡地の境界内の価値あるもの全てに対して、所有権の主張がなされていると単に述べることで、したがって種類ではなく、区域によって分類する領域的利点に訴えることを、領域性が可能にしたという事実においてである。しかし、おそらく植民者に需要のある品目を思い起こさせる必要があり、そして、資源のような抽象的な用語を使うよりも、価値あるものの名前を挙げるのが当時の習慣であった<sup>100</sup>。いずれにせよ、これら一覧表が想起させるのは、ヨーロッパがグローバルな通商経済に入りつつあった時、植民地化は経済的事業であったということである。土地から得られる価値あるものの名前を挙げることによって、土地が資源と商品を含む限りにおいて、土地が第一義的に価値を持つことが明らかになったのである。しかし、商品は市場とともに変化する。土地を所有することは、市場経済において投機的意味を持つ。商品の性質の変化とその価値の変動によって助長される考え方は、ある時点では、空間と、それによって構成される場所が価値あるものによって満たされることができると、別の時点では価値を失うということ、また空間とは、商品が位置する単なる枠組みであること、そ

して場所と事象との関係は偶発的であるということである<sup>61)</sup>。この考えが強化されるのは、不動産所有を妨げないような手段、そして不動産と政治的領域を記述する抽象的な計量システムによってである。これらはともに、空間を抽象的なシステムとして、つまり概念的に、そしてしばしば実際に、空にでき満たすことができるものとして、示している。

#### 独立革命期と西方拡大

16世紀から18世紀—北アメリカの探検と植民地化が行われた期間—は、それ以外の西側世界にとって経済的、政治的に変革の時代であった。国民国家が考案され、西ヨーロッパの多くは、出現しつつあるグローバル経済の焦点となりつつあった。この期間に政治上重要な新しい考えが発展したことは、驚くにあたらない。ホブズ、ロック、ルソー、ボーディン、モンテスキューといった哲学者、そして彼らの同時代の人々が、社会と政治の本質に関する体系的な分析に取り組んだ。彼らは、社会とは実際にどのようなものであり、どのようなことができる、そしてなるべきかに興味をもった。まとめると、彼らの探求によって、アメリカの政治的組織の発展に関わっていく、いくつかの相互に関連した問題が提起された。

彼らが提起した最も重要な問題のうちの一つは、政府の最良のタイプであった。当時の主たる選択肢は、君主制、貴族制、民主制（直接、つまり代議員を立てないもの、あるいは間接、つまり代議員を立てるもの）、あるいはそれらの混合形態であった。理想の政府という問題に密接に関連していたのは、統治される、あるいは統治されるべき社会のタイプについての彼らの概念であった。つまり、次のような疑問に答えようとしたのである。このコミュニティは、社会的、経済的階級に沿って分割されるのか（されるべきなのか）、もしそうであれば、どのような種類のコミュニティか？このコミュニティは規模と人口において大きいのか、小さいのか、（大きくあるべきか、小さくあるべきか）？支配的な社会的党派は何か？

それぞれの哲学者は、現実と理想両方の条件をいくらか異なって記述した。だが、ほとんどは、政府のタイプは社会のタイプに適合すべきであると考

えていた。ホブズのような冷酷な理論も存在し、それは君主への権力の集中を説明し、正当化することに主として焦点を据えていた<sup>62)</sup>。主権者の権力を君主に委ねることは、その臣民による限りない自己利益の追求と、長期化する抗争への関与を防ぐために、臣民の相互承認によって行われる。政府なき社会はカオスである。それは自然状態であり、人々がその権限の一部を君主に与えなければ存続すると考えられた。

この「自然状態」と比較すると、国王によるあらゆる権力の乱用は見劣りがする。他の哲学者の大部分は、社会と政府の間のもっと複雑な関係を見た。彼らは社会の利害を（つまり、18世紀までは有機的に）代表させること、そして単一の官職に権力を集中させすぎないことが重要であると考えていた。権力を均衡させることは、権力を抑制し、公正化し、そして合法化する。社会がどのように細分化され、代表されるべきかについて、そしてどのように領域的分割とヒエラルキーが権力のシステムの一部となるかについて、個別的でも実際的な考察がなされていた。これらの部分とその機能が、社会の規模とスケールによってどのように影響されるかとういことさえ考察するものがいた。

一般的に考えられていたことは、イギリスとフランスにおけるように多くの人口を抱える大国は、都市国家のような小国よりも、多くの党派、利益団体、あるいは階級を抱えていた。社会が大きく、貴族、国王、あるいは「民衆」などの階級を含む場合、それら階級それぞれの利害は、何らかのやり方で、政府に反映されるべきである。それはおそらく、利害を共有するコミュニティに対して、君主に自発的に、様々な程度の自立性を委譲させることによって（ボーディンのように）、あるいは、もっと形式的で、憲法に規定された権力分立を有することによって行われるだろう<sup>63)</sup>。権力分立は、立法権を貴族階級と民衆に分割し、他方で行政権を君主に帰属させることを意味すると考えることもできた（モンテスキューのように）。社会を利害の複合体として見るその他の者は、これらの利害には空間に位置するものがあり、政府は地方のユニット間の均衡を維持すべきであると信じていた。これは、何らかの形式の地理的代制を通して達成できると考えられた。例えば、ミル

トンとヒュームは、代議員の区分が地理的スケールに基づくと考えた。彼らは、各郡の地方議会には公共的利害の問題に取り組むよう、そして国家の議会には残りの問題を処理するよう力説した<sup>64</sup>。ルソーのように、コミュニティは小さく、よって階級的利害については比較的均質であるべきと信じる者もいた<sup>65</sup>。こうすることによって、民衆の意思は集団の利害となり、間接民主制よりも好まれるべき純粋民主制（代議員なき政府民主制）が可能となる。人口と面積において大きい国家には利点があるが、そのような国家は、利害において一様ではなく、真の民主主義を達成できないと考えられた。

### 建国の父たち

建国の父たちは、これらの政治理論あるいはその他の理論潮流を選択し、変容させ、新しい社会に合致する政府への新しい見方を形成した。合衆国憲法作成の直前には、この問題に関するいくつかの合意があった。一般的に信じられていたのは、大きな政治的領域と多くの人口は、とりわけ外交と防衛の分野で利点となるが、民主的に統治するのは困難である、ということであった。権力の過剰な集中は避けねばならないと考えられた—しかし、どのように避けるのか？社会の様々な利害と党派は、代表されなければならないと考えられた—しかし、それらは何で、どのように代表するのか？民主的政府は最良の形態であるが、その長所は、小さなコミュニティにとってのみ達成可能なのか？加えて、政府が混合形態か否か、権力が均衡している否かに関係なく、当時2種類の領域国家だけが知られていた。一方には統一国家があり、そこでは郡と町のような下位領域の組織がその権力と存在自体を国家ないし中央の権威から引き出し、その存在は、中央政府の選択によって取り消されることができた。他方には、自治権のある独立した領域国家の連合によって形成される連合国があり、各領域国家は、連合政府ないし同盟にほとんど何の権利も委ねなかった。後者によって特徴付けられるのは、独立革命期に連合規約の下にあった植民地とそれらの連合である。合衆国憲法が作成される前には、連合的な形態と統一ないし国家的な形態との間の明らかに中間的な立場は知られていなかった。したがって、建国の父たちにとっての

主要な問題は、大きな領域が民主的に統治されるために、利害を均衡させ、権力の集中を防ぐ手段を見つけることであった<sup>66</sup>。

いくらかの修正を加えて連合を存続させるための一つ代替案は、各州の憲法批准会議においてアンチ・フェデラリストが支持した立場であった。アンチ・フェデラリストの多くは、大きくて人口の多い国家は、真の意味で共和主義的にはなり得ないと信じていたので、他の解決策を見出せなかった。彼らが力説したのは、民主的たらんとする大きな国は結果的に統一形態の政府を持つようになり、それを統治する者は過大な権力を持ち、それゆえに民主主義に対する脅威となる、ということであった。代議員はあまりに遠く離れ、代表制はあまりに非人格的で貴族的になり、民衆に対して応答できなくなるであろう。これら全ての要素は、権力を掌握する強大な党派を生み出す可能性を増大させるであろう。国家レベルでの機能の分立は、抑制と均衡として十分ではない。自由を保持してなお規模の利点を得る唯一の手段は、何らかの形の連合—連合規約のもとでの形態と非常に似たもの—を通して、最上層への権力の集中を制限することである、と考えられたのである。

反対の見方（例えば、ヴァージニアの計画に表現されているもの）は、間接代表制を通じた民主的に統治された統一ないし国民国家を支持するようになった。規模の利点を得る唯一の方法は、全ての州が主権を中央の権威に委ねることであった。権力が過度に集権化するのを防ぐために、政府の機能（立法、行政、そして司法）は各部門に分離され、お互いに対して抑制し均衡を図る、と考えられた<sup>67</sup>。

両者の立場に共通する基盤は、それらが民主的政府への願望を共有し、ヒエラルキーの中での権力の過剰な集中を恐れ、そしてアメリカの社会は貴族的階級を内包しなかったし内包すべきではないと考えていたことである。統一国家の計画に対する反対は、既に州が固有の利害を持つ現存する政体であるがゆえに、その主権を保持させようというアンチ・フェデラリストないし連合主義者の願望からだけ来ているのではなかった。それは、大規模組織における間接民主制に対する純粋な疑念と、機能を分立させることだけでは権力集中から生じる危険性は減少しないという懸念からも来ていた。

思慮深くかつ革命的な妥協的立場を提示したのは主に数名のフェデラリストであった。彼らが間違っていると考えていたのは、真の民主主義が、主として小さな領域で花開くと信ずることであった。フェデラリストが力説したのは、伝統的な信念とは逆に、小さな社会は大きな社会よりも党派がのさばり、専制的になりかねないということであった。特にマディソンはアメリカ社会を党派から構成されていると見ていた。つまり、製造業、農業、富裕層、そして貧困層といった存続していく可能性がある党派が存在するのに対し、それ以上に短命のものがある。最も重要なこととして、党派や階級は、領域的な政体に必ずしも対応していなかったし、これからも対応しないであろう、と考えられた。領域的分割は、ある意味で流動的な地理的システムに対する非人格的な型枠のようなものであった。また、マディソンは次のように述べた。「[区域内の] これらの諸階級は、異なった地区に住む同じ階級の人々に関するよりも、諸階級相互の利害や問題に関する理解はるかに乏しい」<sup>68)</sup>。

社会の規模が大きくなるにつれて、どの党派も政府をコントロールできなくなる可能性が高まるのに対し、規模が小さくなると、その逆は真となる<sup>69)</sup>。民主主義を脅かすのは、大きな国家ではなく小さな国である。代議員1人あたりの面積が大きく、市民が多くなることは、非人格性を増大させるというまさにこの理由で、代議員に郷党的そして党派的利害からの自由を与える。諸党派の凝集と権力をさらに縮小させることが可能となるのは、諸党派に対して、党派相互の影響力を抑制し均衡させる様々な手段とはけ口を与えることによってである。領域性は、党派そして政府一般に対して、そのような均衡を提供する1つの不可欠な手段であった。領域は党派の分布と一致しなかったので、様々なスケールにおける領域的代表制と選挙区の領域的定義は、その効果があるとすれば党派を分断したであろう。マディソンにとって、「分割して統治せよ *Divide et impera*」という非難されるべき王政の格言は、特定の条件を満たすならば、正義の原理に基づいて共和国が運営される唯一の政策となる<sup>70)</sup>。

憲法制定会議のメンバーではなかったが、ジェファソンは、会議中あるいは会議後に得た領域に関

する所感を表明した。ジェファソンは、アメリカ人は農業経済のような共通の利害を共有し、民主主義は可能な限り小さいレベルでの直接参加を通してのみ機能すると信じていた。彼は、特に、領域と責任の不整合を懸念した。ジェファソンにとっては、もし高次の領域的レベルに最小のユニットが取り扱うことのできない機能を与えられるならば、それが理想的であった<sup>71)</sup>。このことが、合衆国にとって意味するのは、防衛と外交を除くほとんど全ての問題が、地方あるいは州の問題とされなければならない、ということであった。

良い政府が生まれるのは、諸権力の統合と集中ではなく、それらの配分によってである。この偉大なる国が既に州に分割されていなかったならば、その区域は作られなければならない。そうすれば、各区域は、それ自身に直接関わることで、そして離れた権威よりもはるかにうまく処理できることを、それ自身のために行うかもしれない。全ての州はさらに郡に分割されており、それぞれがローカルな境界内にあるものを担当する。それぞれの郡はさらにタウンシップもしくはワードに分割され、さらに詳細な細事を処理する。そして全てのワードは農地に分割され、それぞれ農地個々の所有者によって治められる。もし、ワシントンからいつ種をまき、いつ収穫するか、指示されるのであれば、直ちにパンは不足するであろう<sup>72)</sup>。

マディソンの見解は、憲法中に広く浸透しているものであり、彼のアメリカ社会に対する理解は最も予言的なものであった。しかし、領域的ヒエラルキーに対するジェファソンの詳細な考察は、州の新しい領域を組織するために繰り返し用いられる型枠を提供した。彼の提案は、ノースウエスト法令および同土地測量に組み込まれ、地方の権限と独立についての彼のイメージは、強力な集権的政府と党派社会についてのもっと現実的な見方と好対照をなすものとしてとらえられていく。

#### 憲法

アメリカ政府に関する、建国者たちの考えの第一の精髓は、合衆国憲法である。この文書は領域を用いて、政府の異なる部門に対する選挙区を定義している。修正前のバージョン(第1条第2節において)は、議院の構成員を次のように選出するよう定めた。



いくつかの州の州民により、2年ごとに選出される。そして、各州の選挙人は、州議会の議員数の多い院の選挙人に要求される資格を有するものとする…下院議員は…本連邦に含まれるかもしれないいくつかの州に、その州の定数に沿って、配分される。実際の定数の算出は、合衆国議会の最初の会議後三年以内に、そしてそれ以後の10年ごとの期間内で行うものとする。

上院は、「州の立法府によって選出される、各州につき2名の上院議員」(第1条第3節)から構成されなければならなかった。国全体を代表する大統領は選挙人を介して選出される。「各州は、州議会が指示する方法で、連邦議会において州に割り当てられる上院・下院議員の総数に等しい、大統領選挙人を任命するものとする。」大統領は、投票票の複雑なシステムを通して選挙人によって選出される(そのプロセスは、1804年11月25日に、第12条において修正された)。

比例代表制の規定が表明した認識は、代表制のこれら領域的なユニットは全く「有機的な」ユニットというわけではないが、少なくとも部分的には流動的な人口に対する便宜的な管轄であるということであった。この比例代表制は、国勢調査の結果によって10年ごとに調整される。比例代表制と改選のための規則は、革独立革命直前には、すでに植民地政府の中に組み込まれ始めていた。そして1780年までに、かつて最初の植民地であったところすべてが、直接一般投票によって各議会の下院議員を選出し、ほとんどが、選挙区を平等化するために、きびしい地区割の要件を持っていた<sup>73)</sup>。

1776年から1789年までの間に確立したアメリカの政府システムは、その下位ユニット、つまり州を、一般領域—その形態と政府内の位置において全て同様のもの—と考えた最初のものだったかもしれない。合衆国憲法にはどの州名も現れない<sup>74)</sup>。ある州が他より多くの代議員を有する可能性があるかもしれないが、これは人口が変化すれば、再び変わる。特定にして不変の役割を果たす州は存在しない。州を同じものとして扱うことによって、新しい州の加入が簡便となる。領域が便宜的な型枠となり、それ自体が変化を被るという意味は、新しい州を加える憲法上の手順にも組み込まれている。既存の州の境界と数

でさえも変化する可能性がある。第4条第3節では次のように述べている。

新たな州は、連邦議会によって、本連邦への加入が承認される。しかし、連邦議会ならびに関係各州の議会の同意なしに、他州の管轄区内に新たな州を形成、ないし創設してはならない。また2州以上の州、またはそれら州の部分とを合併することによって、州を形成してはならない。

新しい州の数に関して憲法上の条項はなく、その規模に関する規定も存在しない。憲法は次のように述べているだけである。「連邦議会は、合衆国に属する領土あるいはその他の財産を処分する権限、そしてそれらを尊重するに必要な規則と規制を制定する権限を有するものとする。」(第4条第3節)「そして、本連邦内の全ての州に共和主義的な形態の政府を保証する。」(第4条第4節)

アメリカ西部に新しい州を創設するための一般的な手順は、連合規約下で法制化された1787年のノースウエスト法令の中で概説されている。この法令が基づいていたのは、部分的には、1784年のジェファースンの計画であった。この計画は、ヴァージニアが連邦議会に割譲した西部諸地域を一時的に統治し、これら地域を連邦に加入できる州へ分割するためのものである。また、部分的には、1785年の法令、さらに1786年5月10日、1786年11月19日、そして1787年4月26日の委員会報告にも基づいていた。これらの法令および報告は、領域に関して2つの革新的な手法を提供した。第1に、北西部の領域は、経緯度線に平行した直線に沿って分割されると期待されており、これら直線は、実現可能であれば州の境界、そしてほとんど全ての郡、タウンシップ、そして私有地の区画の境界を形成すると期待された。この長方形を用いた土地測量システムは、それ以後、西部の多くの地域で用いられるようになっていく。第2に、北西部の領域は、結果的に2つから5つの州によって構成されるようになった。正確な数は、最終的にはその地域の入植者の数次第であった(だが、ジェファースンは、州の数と立地について少し異なる計画を持っていた。図1.2参照<sup>註7)</sup>)。このことが意味していたのは、この領域の人口が変化しうるだけでなく、正確な州の数とその境界についても

交渉の余地があったということである。新しい州を形成することは、人々と土地の間のダイナミックな相互関係を内包することになった。いったん州の境界が作られたならば、連合への加入を認められるために、州には60,000人の自由住民が必要であった。合衆国憲法が連合規約に取って代わると、ノースウエスト法令は議会によって修正、採択され、1787年法令となった<sup>75)</sup>。新しい州の形成は、一般的に、かつての法例に概説された手続きを踏襲した。その境界は、部分的には、人口の分布に左右された。連邦への加入をすでに認可された州の境界は、依然として変更可能であったが、憲法第4条第3節に概説された手続きによってのみ、可能であると理解されていた。すべての州は、それ自体、その境界内の領域を細分化し、変化させる権限を有していた。それゆえ、比較的小さな地理的スケールにおいて、人々と境界の間の動的関係を継続させたのである。

初期の譲渡証書と特許状で規定されたように、区域を「郡、町、バラ、キャッスル castel、永代借地 manor 等」の便宜的なユニットに細分化する権力は、いまや、州から郡やタウンシップ、市や町にまで及ぶ政治的ユニットの形成を請願する入植者の権利、そしてそれらを形成する議会議員の権利、また数セクション<sup>訳注 8)</sup>および数クォーター・セクション<sup>訳注 9)</sup>という単位で土地を処分する権利となった。そして、これらのユニットのほとんどは、整然と入れ子状になった幾何学的な領域の中に配置された。これは、当時の状況に良く適合したシステムであった。19世紀初期のアメリカは、発展する工業を基盤にして、急速に成長する通商経済を内包していた。人口は自然増加ととりわけ移民を通して急増しつつあり、この国は自由にできる広大な土地を持っていた。土地の売却によって、たちまち連邦政府の歳入は増加し、最終的には、国家経済の商業的、工業的基盤が高められた。成長する商工業経済には、労働力と資本双方の地理的可動性への制約がなくなることが必要である。資本の投下が許されなければならないのは、原料、労働力、そして政府支援の様々な組み合わせを提供する様々な場所に対してであるが、労働力は、資本の投下を追うに十分な可動性を持たなければならない。これが意味するのは、国家全体を通して、商業活動を規制するただ一組の法律、つまり、金融、

信用、通貨などに対する一貫性のある法律群がなければならないということである。それは、土地内の財産が容易に売買されなければならないことを意味している。また、それは、町から郡、そして州へと至る政治的コミュニティが、可動性のある資本と労働力に便宜を図る準備ができていなければならないことを意味する。そのために、政治的コミュニティは、資本と労働力に、法律、学校、警察と軍隊の保護、その他の基本サービスを提供するが、資本と労働力の将来の可動性や他の場所とのつながりに制約を課すことなく行わなければならないのである。これらの領域的ユニットは、文化的文脈において、あるいはそのユニットが資本や労働力を奨励する程度において異なるかもしれないが、領域的ユニットがこの二者の可動性を阻害する程度にまで異なることは、ありえない。地理的諸条件は、領域を細分化し、新しい州を承認し、そして土地を測量し細分化するための法律と法令の中に概説されているが、これら地理的諸条件は、政治—領域的ユニットの無限に拡大可能で細分可能なヒエラルキーを提供する。それぞれのユニットは何らかの自治権をもつが、全てが一つの統一化されたシステムの中にあるのである。

こうした法律の制定によって、ダイナミックな経済における過渡的な人口集団に対する地理的容器が提供される一方、法律の制定それ自体は、地方自治と国民統合との間の均衡、地方農家、労働者、商人、そして産業資本家との利害の均衡を定義しなかった。国家、州、そして地方レベルでの政治は、異なる地域の異なる利害に応じるようになっていき、これら利害は時間とともに変化するものであった。その上、不整合とスピルオーバーのために、領域の形態それ自体が調整の問題、つまりヒエラルキーを持つ領域的組織を悩ませる問題を生み出すようになっていった。合衆国憲法は幸運にも、州と連邦との関係についてのいくつかの側面に関する指針を提供した。連邦政府に与えられた権限の列挙、ならびに第10条での「憲法によって合衆国に委任されず、また憲法によって各州に禁止されていない権限は、それぞれの州または国民に留保される」という声明に加えて、憲法の2つの部分は、諸領域のレベル間の相互関係を定義する上で絶大なインパクトを与えた。

まず、第1条第8節は、「連邦議会は…合衆国の

一般の福祉について…規定するものとする」という声明から始まり、権限を列挙し、そして第8節の最後の段落で次のようなフレーズで締めくくる。連邦議会は「…前述の諸権限を執行するために、必要かつ適切とされる全ての法律を制定せねばならない」。保守主義者や厳格な法令解釈者は、この最後のフレーズを狭義に解釈するが、自由主義者は広義に解釈する。後者の解釈に重きを置くのは、「ザ・フェデラリスト」の第31篇である。この篇は、なぜ連邦政府の権力が絶対的に定義されたり制限されたりしないのか説明している。

次に、第1条における列挙される権限の中に、州際通商条項(第8節第3項)があり、「連邦議会は、諸外国との通商、およびいくつかの州の間での通商を規制する…権限を有するものとする」と述べている。この条項は、他の憲法上の権限と結びつき、何らかの手段で人と資本の移動を制限する法を制定する、州および地方政府の権限を制限する手段として用いられてきた。動的な通商経済の要請を考慮に入れると、これら憲法上の規定が、結局のところ地方自治を制限することによって、国家統合を増進させるために解釈され、用いられることは避けられないように思われる。だが、合衆国の未来は貿易と産業にあると見ていた建国の父たちでさえ、こうしたことをはっきりと予期していたわけではなかった。マディソンとハミルトンが表明した懸念は、憲法が規定する権力の均衡にも関わらず、この均衡が州に有利な方向に揺れる可能性のほうが、依然として大きいということであった。ハミルトンによると、

州政府が国家の権限を蚕食するほうが、国家が州の権限を蚕食するよりも、はるかに容易であろう…それはちょうど、近隣よりも自分の家族に、コミュニティ全体よりも近隣に、愛着を感じる[ようなものであるから]、各州の住民は、連邦政府よりも自分の地方政府に対して、強いバイアスを感じる傾向がある(76)。

植民地時代に見られた領域性の利用は、独立革命期になると一層強力に繰り返された。特に、概念的に空間を空にすることと満たすこと、社会関係を領域的に定義すること、そして複雑なヒエラルキーを組織することに関わる利用が顕著であった。建国の父たちは、彼らの政府が階層的な領域システムを有

すると想定していた。問題は、そのシステムが持つ危険を避けることであり、利点となるよう利用することであった。ヒエラルキーの様々なレベルでの領域性が、知識と責任において不平等を作り出す傾向があることに大きな懸念を示すものもいた。それは、ヒエラルキーの上部にアクセスできる者が、下部にいる者よりも大きな権力を与えられるからである。最善を意図して形成された社会においてさえ、いったんそうした不平等が存在すると、それが権力を持つ者を腐敗させ、一般市民の自由を制限する可能性がある。民主的な選挙はこうした不平等を抑制するのに十分ではないかもしれない。なぜなら、その国の規模と国家の規模と市民の数が、代表制を遠くはなれた、非人格的なものとするからである。また、責任が間違ったレベルの政府に与えられるという懸念があった。こうした権力と責任の不整合は、不正と非効率を生み出すであろう。

誰もが、知識と責任を画定する領域性の可能性を、もっぱらネガティブな側面から見ていたわけではない。フェデラリストは、代議員がローカルなレベルから離れることを有益なものと考えていた。それによって、代議員は高遠な視点を獲得ことができ、党派的压力からの影響を少なくすることができた。フェデラリストが考えた、自由を確保する第一の手段は、党派にまみれたローカルなレベルから責任を取り上げ、連邦政府に権力を与えることであった。もちろん、強力な中央政府を支持する者でさえ、権力の過剰な集中に慎重である必要性において、アンチ・フェデラリストに賛同していた。多大にして独自の貢献が見られるのが、こうした懸念が領域的に処理されるやり方—すなわち、権力の集中を抑制し均衡させるために分割し占領するという領域性の効果を用いること—である。

このアプローチは、その概念と詳細において独創的であった。権力を分割、征服し、あるいは抑制し均衡させることは、ある集団の別の集団に対する利点とならなければならないのに、抑制され均衡させられるべき集団は、建国の父たちの間では決して合意に至ることのない問題であった。そうした集団は党派として阻止されるべきと見る者もいれば、州および連邦の政府自体が(そして、それらをコントロールしている集団が)、抑制され均衡させられるべき

権力であると認識する者もいた。しかし、それにもかかわらず、領域性の役割は理解され、評価された。領域性が提供したのは、コントロールのための使い勝手の良い道具、つまり、境界で囲い込まれる人々と集団を数え上げることを必要としない道具である。何がコントロールされているのか特定する必要はないが、領域に様々な程度の権限を与え、領域が増加することを認めることは、領域を、理論的には、社会関係を定義しかたどる手段として考えることを意味した。

ここで再び、これまでの議論が領域性のさらに近代的な効果を用いることについて強調してきたことに留意しておこう。新しい効果は「古い」効果を取り除いたのではなく、むしろ古い効果と混ざり合ったのである。この時代には、それ以前の時代のように人々と場所との関係を親密に維持していく、つまりコミュニティが一つの便宜以上のものであると言う意識を創出する計画された努力がみられる。言い換えると、コミュニティがより簡便であるという感覚を作り出す努力である。18世紀後半から19世紀初期にかけてのアメリカ人の生活は、国家への愛国心と、国土への愛着に満ちていた。この時代は、アメリカの国境への熱情を醸成し、しばしばアメリカを国土に根ざした社会として描き出した。それはまもなく、海に囲まれた大陸全体を占有せんとする、アメリカの「マニフェスト・ディスティニー」となっていく。場所に対する忠誠は、地域、州、地方のコミュニティにも向けられた。ニューイングランド人、南部人、バーモント人、そしてヴァージニア人が存在した。ノースウエスト法令に概説された、入植地の抽象的で機械的な形態にもかかわらず、そしてこの区域での急速な地理的反転<sup>訳注 10</sup>にもかかわらず、初期の入植者の多くは、依然として閉ざされた有機的ユニットの創出を望んだ。例えば、オハイオは、当初ニューイングランドのコーリング・アウト<sup>訳注 11</sup>の規則を実施したが、地理的流動性の現実に適応するために、居住要件はすぐに緩和されねばならなかった<sup>77</sup>。それでも、人々と場所が偶発的に関係する以上のものでなければいけないという感覚は、コミュニティに対するアメリカの期待の中で重要な構成要素であり続けた。しかしその期待は、ダイナミックな社会では達成が困難であった。人々

はますます、移動の必要性和定住の願望と間の緊張を自覚するようになった。場所に根ざしていることは、根無し草であることに対する一つの理想となった<sup>78</sup>。

### 20世紀の領域的効果への視点

19世紀のアメリカにおける政治システムの発展は、領域の利用を知る上で教示に富んでいる。南部諸州の分離独立は、領域性の複雑さを劇的に描き出した。南北戦争は、領域的な観点から注意深く考察するに値するが、ここでは探求しない。というのは、結局のところ、前節で指摘された政府間関係の方向性を実質的には変えなかったからである。19世紀アメリカの政治システムは、これまで強調してきた3つの「近代的」な領域的効果のうちの2つに、引き続き依拠する度合いを高めていった。その効果とは、概念的に空間を空にすること、そして領域性を用いて複雑な官僚的構造の中に非人格的な関係を創出することである。その概要は、西部への入植の継続に見ることができる。つまり、特別保留地への先住民の強制移住、州、自治体、特別目的地区数の増加、政治のヒエラルキーと官僚制の強化、そして、とりわけ連邦政府およびその行政府への権力の集権化においてである。

しかしながら、これら近代的な領域の傾向は、20世紀にはいくぶん異なった現れ方をするようになる。連続した区域としてのフロンティアは、1890年に公式に消滅した。つまり、アメリカの文字通り空の空間は、完全に満たされたのである。だが、資本主義の拡大と強化によって、概念的に空の空間と非人格的な官僚制という近代の領域的効果が、地理的環境の統合的な部分にますますなっていく。金融システムは、どんどん相互結合性を高め、生活の全ての局面に浸透していった。経済成長を維持するためにさらに多くの財が生産されねばならず、さらに新しいタイプの製品が発明されねばならなかった。商品を製造することは、消費される物理的事物を含むだけでなく、あらゆる種類のサービスにも、そしてレジャーの商品化にさえ拡大した。

あらゆるもの、すべてのものが商品となりえた。個々の製品は多様な形態を有し、製造者は広告とマーケティングにますます注目を向け、確実に消費者

が製品を欲し、別のほとんど同一の製品からさえも異なったものとしてみるように努めた。製品の数と種類が膨らむにつれ、広告とマーケティングへの注目の高まりによって、業界が消費をある程度コントロールできるようになり、消費が生産と同時に進行することが可能となった。市場の一層の浸透は技術と通信の革新を引き起こし、かつこの革新によってさらに促進された。資本、労働力、そして通信の地理的可動性は急上昇した。経済的な観点から見ると、こうした状況は、場所と空間をさらにもっと商品のようにする効果、そして社会を生産者であると同時に消費者である大衆へと形作っていく効果を持っていた。

人々は抽象的な大衆の一部ではあるけれども、依然としてその人格の特徴と社会的なつながりの点で異なっていた。経済的な視点からは、これらの違いは製品市場を定義することに用いられるようになり、新しい商品は、絶えず変化する集団、下位集団、そして個人さえ生み出していった。人々は、年齢、性別、エスニシティなどの特徴を持ち、家族の紐帯と職業を持っていたが、これらのカテゴリーの中での人々の居場所は、それ以前にはなかったほどにダイナミックであった。そして、消費される商品とそれら商品が生み出すと期待される効果を通して人々は自分自身を、新しい個人として、新しい集団や組織に帰属するものとして示し続けていった。人々の地理的位置とアイデンティティ（もしくはイメージ）の両方が、可変的なものとなった。人々は、自分自身を、潜在的に自由で自立した主体 **agent**、つまり自分の位置、職業、消費のパターンを選ぶ主体としてますますみならずようになった。大衆社会における個人主義と可動性がこのように高められた状態こそが、20世紀における領域性の利用を検証するための重要な文脈を構成するのである。

領域性に関わる最初の2つの近代的効果—空に出来る空間と非人格的な関係—は、近代のアメリカにおいてははっきりと現れている。それ以前の世紀での土地利用と比較すれば、合衆国は、文字通り「満たされた」けれども、地理的可動性の高まりと場所の商品化の継続によって、空間の公共経済的な意味が、事象が偶発的に結びつけられる位置と距離からなる計量的な体系にますます近づいていった。この文脈の

中で政治的な領域は、過渡的な労働力と資本にとって便宜的な型枠であり続ける。それは、概念的に空にしたり満たしたりできる型枠であり、領域的に定義されるコミュニティのこうしたヒエラルキーは、非人格的な関係を強化する。さらには、領域的ヒエラルキーの増加と、社会関係を組織する上で今まで以上に重要になったヒエラルキーの役割によって、連邦政府の上層部への権力集中が増してきている。それによって、政府の官僚制が進み、連邦部門の権力が強化されてきた。

どのような政治的立場 **spectrum** からの理論家でも、この問題がそれら理論家に対して示されたならば、おそらく次のことに同意するであろう。つまり、概念的に空間を空にする、そして非人格性と官僚制を増大させる領域的効果は、今世紀に強化されたということである<sup>79</sup>。正確には、その指標が何で、それが何を意味するのかは、どの政治思想を用いるかによって異なる。保守派と急進派が過去80年のアメリカの歴史において、領域、政府、そして社会の間の詳細な歴史的関係をどのように跡づけるかよりもむしろ、ここでは簡潔で一般的なアプローチをとり、それぞれの理論的観点が、どのように全体の過程について異なる評価に至るかを指摘する。領域性の理論という点でこのことが意味するのは、異なる政治思想が、理論の「構成要素群 **clusters**」ないし効果の異なった部分を特に強調し、それを異なって解釈するということである。

ほとんどの政治経済学者は、領域性の最初の2つの「近代的な」効果—概念的に空間を空にすること、そして非人格性と官僚制を進展させること—が継続的に精緻化されてきたことを認めるであろう。しかし、ほとんどの政治経済学者は、これら効果に帰する重要性について、特に第3の「近代的な」領域的効果—権力の源泉をあいまいにするために領域性を用いること—に帰する役割について、意見を異にする。20世紀資本主義における領域性の評価におけるこれらの違いを例証するために、以下のことを検討してみよう。つまり、政治的立場の異なった要素—ネオスミス主義、ネオケインズ主義、そしてネオマルクス主義（いずれも3人の影響力のあった政治経済学者、スミス、ケインズ、そしてマルクスから名づけられている）—は、アメリカの政治的領域の発

展における4つの相互に関連した問題がもし彼らに示されたならば、どのように取り扱うと考えられるであろうか。これらの問題とは、なぜ領域的となる政治的過程があるのか、なぜそれは異なる領域的スケールで起こるのか、なぜ最大の（つまり国家の）スケールにおいて集中の傾向があるのか、そしてなぜ州と地方のレベルの数が増加するのに、それらの間での画一性が増加してきたのか、である。

ネオスミス主義、ネオケインズ主義、そしてネオマルクス主義という呼称は、保守主義、リベラル主義、そして急進主義よりも、正確で、価値観をさほど含まない。しかし、これらは依然として不正確である。例えば、一人のネオスミス主義者に言及する場合、おそらくスミスの立場すべてを支持できるわけではない個人について議論していることになる。例えば、労働価値説を、同時代のあらゆるスミス主義者が主張するとは考えにくい。もちろん一個人は、スミス主義、ケインズ主義、そしてマルクス主義という複数の立場を保持することができる。

これらの問題はアメリカの文脈の中で探求されるが、スミス主義者、ケインズ主義者、そしてマルクス主義者は、これらの問題を、部分的にはその他の資本主義システムにもあてはまるものとして認識できる。このことが意味するのは、これらの問題に対する本章のアプローチ、そして政治的左派、中道、そして右派の立場に対する本章の評価が、部分的には理論的で、資本主義社会における政府と経済の間にあると期待できる全体的な関係を扱っているということである。また、部分的には、習慣と法において、そして責任を政府の異なったレベルと部門に委ねるための憲法の規定において、アメリカの文脈に固有だということである。これら4つの関連する問題は、まず、ネオスミス主義とネオケインズ主義の側から、その後、ネオマルクス主義の視点から示される。

#### なぜ、領域なのか？

ネオスミス主義者は、資本主義における政府を、資本主義市場システムにおける審判の役割を担うものと考えている。政府は、資本主義のゲームのために競技場をきれいに片付け、競技者がルールに従っているかを確認する。ネオスミス主義者は、アダム・

スミスが行ったのと同じように、市場のメカニズムを見る。各個人はその自己利益を追及し、市場の見えざる手を通して、全ての人々の発展がもたらされる。だが、ネオスミス主義者は、市場があらゆるものを供給できるわけではないと認識している。市場は、競技場がきれいに片付けられて、ゲームのルールが守られることを必要とする<sup>80</sup>。近代経済学の用語では、このことは、「公共財」と呼ばれる、政府だけが供給できる特定の財やサービスがあることを意味する。ネオケインズ主義者は、政府が公共財を供給しなければならないことに同意するが、極端なネオスミス主義的立場は、政府の役割をもっぱらこの領域に限定している。

「純粋公共財」は、法律や国防のようなサービスに近い。公共財が純粋であるためには、以下の3つの特徴を備える必要がある<sup>81</sup>。

1. 最初は結合供給 **joint supply** である。これが意味するのは、いかなる一人に対する特定量の供給も、他のいかなる、そして全ての人々に対する同量の同価格での供給の可能性を減少させることがない、ということである。
2. 第2は排除の不可能性(非排除性 **non-excludability**) である。この特徴は2つの部分からなる。
  - a. いかなる一人に対する供給も、その財をそれを欲する人から取り上げない。
  - b. 財やサービスの対価を支払いさえしない人々が、その利益（または害悪）から排除されることがない。これは、しばしばフリーライダー問題と呼ばれる。この問題のもう一方の側面として、人々がこの種の財に対する選好を「過小顕示 **underreveal**」する傾向があげられる。
3. 第3は拒絶の不可能性(非拒絶性 **non-rejectability**) である。いったんサービスが供給されると、すべて人々が、しかもそれを望まないかもしれない人々さえ、完全かつ平等にそれを消費できなければならない。

公共財は、これらの条件の一つないしは全てが見たされない程度において、**非純粋**である。

第2と第3の特徴は、公共財の**外部性 *externality***を含んでいる。これは、財を望まない人々や、いずれにせよ財を期待しているので、選好を過小顕示する人々であっても、その財の供給に影響されることを意味する。外部性は正にも不にもなりうる。負の

外部性のごくありふれたケースは（ただし純粋な公共財のケースではないが）、私が「けばけばしい」シャツを買い、職場にそれを着ていくような場合かもしれない。私はシャツが気に入ったので買うことにし、店は利益になるので私にそれを売った。店と私一交換の2つの当事者—は満足した。しかし、私がシャツを着る時、人々は不快に思うかもしれない。もしそうならば、人々は、たとえ製品供給の当事者ではなくともその製品によって影響されることになるし、それぞれの人の不快感は他人の不快感を減じることではない。

ネオスミス主義者にとって、政府の役割は大規模な負の外部性を制限することであり、大規模な正の外部性を供給することにある。これが主として政府の役目とされる第一の理由は、大多数の人間に「純粋」公共財を供給することは、とてつもない額の資金を必要とするからである。私企業は資本を十分に持たないし、単独で財を供給したとしても、投資に対する十分な収益を期待することができまい。特に、非排除性のために、ある財の供給に対する貢献（すなわち、その購入）に自発的には貢献しないことが合理的である（すなわち、個人の利益の上で）。なぜなら、その財は結局のところ供給されるからである。財が「非純粋な」時であっても、個人にとって不参加<sup>訳注 12)</sup>が合理的になるのは、いったん財が入手可能になれば、十分な利益が得られる場合か、参加そのものをしないことで、財の供給が目立つほどには妨げられない場合である。不参加についてのこうした原理的説明は、集合行為の論理における一つの問題として、しばしば言及される<sup>82)</sup>。このことが意味するのは、純粋でない公共財を求める大きな集団に参加しないことは、個人の自己利益にかなっていないと思われることである。なぜなら、自分の個人的努力の結果が小さく、不参加によって自分の時間および／あるいは金を節約でき、それを後悔しないからであり、その一方で、他の個人の参加が財の供給を確実にしているからである。もちろん、これが問題になるのは、他の誰もが同じことを考え、誰も自発的に参加しようとしなからである。

概して、公共財の供給を確実にすることは、協力へのある種の「強制」と「追加的誘因 additional incentive」がなければならないことを意味している。

何らかの私的財を貢献した者だけに配分することによって、これが達成できる場合もあろう。それよりも頻繁に見られるのは、人々に貢献を「強制」し、その参加を確実にする役割を国家が担うことである。

ネオスミス主義者とネオケインズ主義者は、いくつかの公共財が純粋状態に近づくこと（実際にそれを達成するのではないにしても）、そして国家がそれらを供給するのを助ける必要があることに同意できる（両者は、財の供給が行われる頻度や、援助の程度について見解が異なる）。これ自体、その規模と機能の拡大ではないものの、資本主義における政府の役割を説明している。しかし、ここでの最初の関心は、なぜ政府の役割が領域的であるのかに着目することである。

政府の存在を正当化するものとして、市場の失敗になお集中すれば、領域的に公共財を供給する政府の役割は、2つの方法で説明される。第1に、外部性が地理的空間の中で連続する傾向があることが、指摘されている<sup>83)</sup>。しかし、この空間での連続性は、公共財が領域的に供給されているという事実のむしろ結果であることが多い。第2の理由は、それゆえもっと根本的である。その主張はこうである。公共財が政治的領域のユニットによって供給されるのは、ユニットが公共財を支持するために課税することができ、その一方で外部性とフリーライダーを囲い込み、あるいは排除しようとするからである。そこから、公共財の領域性に対する理由は、政治的ユニットの領域性に対する理由となる。この状況が、コミュニティを定義し、かたどる手段を提供する。

#### 領域のレベル

司法や防衛といったほぼ純粋な公共財にとって、領域とは国民国家である。しかし多くの場合、国家が地方行政のユニットに分割されていると、公共財はいっそう効果的に配分されることができらるであろう。大きな国では、多くの連邦裁判所を地理的に分散させ、それぞれが固有の管轄区を持つようになることは、全ての裁判を一箇所で行うよりも単純に効率的であるかもしれない。このような、そしてその他のタイプの行政ないし特別目的地区を設立する背景にある論理は、単に責任を委ねるために、数層からなる政府を構成する可能性につながる。効率性に

純粹に基づくならば、異なる公共財は、異なる地理的スケールにおいて、最も効率的に供給される傾向があると主張できるであろう（専門用語では、それらは異なる規模の経済を有し、異なる到達範囲や閾値を有する）。このことだけを考慮に入れ、例えば、合衆国には、すでに定着し連邦と州の憲法によって保護された数層からなる政府があるという事実を無視するならば、効率的な供給形態は、それぞれの公共財ごとに別々の、単一目的の管轄区域をもつことであると言えよう。それゆえ、警察区、消防区、下水道区、学区などが存在しうるのである。もっとも、こうした地区増加の論理は、すぐに議論し尽くされる。

多くのサービスは、他のサービスからは完全には独立しておらず、理論的にはいくらか異なる地理的到達範囲を持つサービスと境界を共有することによって、利益を得ることができる。消防は警察を補完し、その両方が学区を助けるかもしれない。それゆえに、一つの多目的地区の中で、それら地区全てに境界を共有させれば、無駄がないかもしれない。その上、多くの特別目的地区の存在によって、公務員に説明責任を保持させることがもっと困難になるであろう。それゆえ、増殖する単一目的地区の利点は、整理統合を通じたその数の減少の利点に対して比較考量されねばならない。そこから、単に効率性のために、統一国家は、全国的な公共財を分配するために、いくつかの領域の層を持たなければならないだろう。いくつかの層が必要かは議論の余地がある。合衆国の場合、憲法によって、州政府という形での国より小さいレベルが存在すること、そして州政府が課税し、職員を選出し、そして州独自の地方公共財を分配する権限を持つことが保証されている。次に、州はその意思に沿って、州のユニットを細分化し、そこに権限を委譲することができる。一連邦として、合衆国は、経済的利便性と共に法律によって政治的領域のヒエラルキーを内包している。しかしこの政治と経済2つの連合はいつも順調とは限らない。

公共財の供給は、しばしばいくつかの地理的スケールにおいて行われるが、保守的な政治経済思想によって政府に与えられた領野の中心である。厳格に解釈するならば、その思想だけでは、資本主義へと導く環境を供給すること以外に、政府が行うことを

さほど規定しない。だが、その思想が構想する政府の限定的な役割は、国民経済が拡張するにつれて拡大する可能性がある。また注記されるべきことは、この限定的な役割がネオスミス主義的政治経済の理論的視点に基づいているのに対して、実際の実業界は、私的財を政府が供給することに対して、それが自らの利害に適合した場合は抵抗してこなかった。もちろん、ネオケインズ主義者は、政府が公共財を提供する必要があると認めている。また、政府の義務はもっと多くの非純粋公共財を包摂することで、資本主義自体は、連邦財源支出の介入によって支えられなければならないと信じている。

#### 国家領域の役割の増大

公共財が場所のヒエラルキーによって供給され、各場所が「フリーライダー」を排除し、「外部性」を封じ込めようとするのは、しばしば多くの問題につながる。これらの問題が引き起こされるのは、主として領域が、それが包摂すると期待されるものを常に囲い込むとは限らないからである。経済学では、囲い込まれることができない行為によって惹起する結果は、「スピルオーバー」と呼ばれ、これにより、さらに大きなスケールでの政府の調整が必要となる。例えば、若者に対して十分な教育を提供することは、国家の利害にかなうと誰もが認めるかもしれない。そうした教育が生徒あたりにかける経費を「x」としよう。ネオスミス主義の理論によれば、教育は私的な事業であり、例外は、その供給を何らかの種類の地方政府レベルに依存しなければならない本当の困窮者である。もし、貧困層の教育に対する責任が、完全にローカルな領域的ユニット（学区、あるいは郡や州さえ）の手にゆだねられるなら、貧困層に対する公教育が供給不足になる傾向が生じるであろう。財源は地方税から引き出されるであろうが、一方で、貧困地区は、「x」に達するまでの十分な税収を確保するのは不可能ではないにしても困難であるとわかるであろう。他方、富裕層は、自らのための教育に税金と支払っているときに、他人に教育に対して支払うことに興味を示さないであろう。その上、もし富裕層がそのような教育に対して寛大に、あるいは十分にさえ支払うなら、富裕層は自らの領域にもっと多くの貧困層を引きつけ、自らの税負担を増



加させるかもしれない。貧困層にサービスを十分に供給できる唯一の方法は、その負担をさらに大きい政治的領域のユニットに（少なくとも部分的に）担わせることである。そしてこのことは、政府がネオスミス主義者が望む以上に大きな役割を担うことへとつながるかもしれない。

大きな政治領域的組織に、それより小さな組織を包摂させ、それを調整させることは、地方のユニット間の調整と効率を保証する唯一の手段であるかもしれない。そのような調整が存在しないと、公共財の供給が最適を下回る可能性があるし、これはやがて国家レベルでの負の外部性として現れるであろう<sup>84)</sup>。以下は、上位の権威による支援がないと、調整がどれほど難しくなるかを示している。

…2つの管轄区域が、両者協同で必要とされ公共施設に投資し、結果的に施設が提供されるかもしれない。そしてこの投資で達成される規模の経済によって、その施設がお互いの管轄区域にとってさらに安くなるであろう。しかしながら、もし1つの地区が単独で投資すれば施設を獲得できても、もっと高い経費がかかる。ここでジレンマが生ずる。管轄区域の間に結託や協力がなければ、それぞれの政府にとって、単独での合理的行動は独立して投資することである。同じロジックが、税制競争にもあてはまる。2つの管轄区域は、共に地方税を増額させたいという強い動機を持っているかもしれないが、一方の管轄区域が独立してこの行為を実行すると、[転出]…が促進されて他方の管轄区域に有利となるだろう。ここで再び、両者の結託がないと、それぞれの管轄区域のサービスが悪化する傾向が生ずるか、両管轄区域がますます負債を抱えるであろう…この[問題がとりわけ頻繁にあてはまるのは]多くの管轄区域がお互いに隣接する都市の文脈である<sup>85)</sup>。

ここでもまた、この種の問題がネオスミス主義的モデルに組み込まれるか否かには、議論の余地がある。だが、それに取り組む論理的手段は、上位レベルの領域 - 政府ユニットを巻き込むことである。そうした問題は、領域の分割によって生じ悪化するその他の問題と共に、ネオケインズ主義的政治哲学では正当化できる政府の機能である。ネオケインズ主義的視点が見る政府とは、公共財の供給者そして民間市場の調整役および進行役だけでなく、社会設計者そしてグループ間の紛争調停者である<sup>86)</sup>。ネオケ

インズ主義者なら、集合行為、外部性、そしてスピンオーバーという問題のもっと多くが、国家が懸念すべき問題を構成すると考えるであろう。実際のところ、資源の地理的分布に見られる不平等の問題は、しばしば領域性によって生み出され悪化しており、ネオケインズ主義者にとっては、これらの問題は国家が扱うべき関心事となる。

ネオケインズ主義者なら、ネオスミス主義者以上に、政府のサイズの増大を期待するであろうし、両者はその理由を社会の複雑さとスケールの増大に帰するであろう。その上、両者は、政府のヒエラルキーの最上部がそれ以外より大きな役割を果たすことを期待するであろう。合衆国の場合、これは州から連邦政府への権力の移動を、そしてそれぞれのレベル内では立法府から行政府への権力の移動を意味している。なぜなら、上位の領域的レベルと政府内の部局ほど、多くて広範な情報へのアクセスを持ち、広範囲の選挙区を有するからである（ネオケインズ主義者はこの移動を望むかもしれないのに対し、ネオスミス主義は、それを公正なアクセスと分配を達成する唯一の手段と見るかもしれない）。州の責任は国家より限定されているので、国家の政策と比較すると、州のそれは短期的である。州と地方はそれ自身の計画を策定する場合、国家の政策がどのようになるかを知らずに行うことはできないが、国家の政策が地方のコミュニティの計画を考慮に入れることはほとんどない。

#### 領域の数と画一性の増大

ネオスミス主義的理論が想定した政府の限定的な役割でさえ、領域の分割とヒエラルキーを生み出し、領域の増加と統合ないし画一性といった、ヤヌス神の顔のような二面性を持つ関係をもたらすかもしれない。合衆国憲法は、合衆国における領域の増殖と画一性の両方に法的な基礎を提供する。領域の増加に関して、憲法（第4条第3節）は、新しい州が形成され、認められることを想定している。政府という点では、新州の創設は極めて規則的なものになっていく。なぜならそれは、最初の13州のうちの1つの組織構成を模範とせねばならなかったからである。国家より下位の管轄区域のレベルと権限は、それぞれの州の決定に委ねられなければならない。し

かし、連邦の憲法に概説される州と国家との関係とは異なり、自らをさらに小さな管轄区域に分割する州による取り決めは、州の権限の代表的部分であり、いかなる時でも州が改定し、取り消すことができる。そうした自由裁量下にある州の権限にも関わらず、州の下位区分の階層的なレベルと機能には州間でも著しく多様性に欠ける。ほとんどの州は本質的に2つの基礎的な政治レベル、つまり郡と、市もしくは町に分割されている。もっとも、これらユニットそれぞれの数は多く、両者のいずれかに（簡単には）収まらない特別目的地区も多く存在する<sup>87)</sup>。

なぜこうした小さなユニットが存在するのかをさらに説明することは、その増殖を説明することにもつながる。絶えず増大する複雑性と専門化は、財とサービスの供給を促進するために、さらに広範に領土を分割する傾向をもたらす。ネオケインズ主義の見方は、そうした領域とそこで供給されるサービスがどれほど公正で民主的かについて懐疑的である。ネオケインズ主義者は、領域を特徴づける富とアクセスにおける不均等と不平等を指摘する。例えば、ネオケインズ主義者は、今以上に望ましい場所に移動する余裕があるのは、貧困層ではなく富裕層であると指摘する。だからその意味で、富裕層だけが投ずべき「票 vote」を持つ。資本は労働力よりも可動性があり、既に社会基盤への公共投資を行ったコミュニティは、資本がそこよりも緑が豊かな牧場を見つけた時には見捨てられてしまう可能性がある。富裕層は貧困層よりも可動性があり、富裕層がいなくなるとそのコミュニティはさらに貧しくなる。こうした傾向が作用していると見られるのは、「白人層の転出 white flight」、インナーシティの一般的苦境、そしてスノーベルトからサンベルトもしくは外国への資本の移動、においてである。ネオケインズ主義なら、混乱した状況への同情と、連邦政府が少なくともこの過渡期の苦境を軽減する責任を持つという信念でもって反応するであろう。

領域の増加と逆の面は、領域の画一性の増大である。こうした領域は、機会に関する様々な地理的組み合わせを作り出すことによって、市民と企業活動に「利点」を提供するが、依然として単一の政治経済的システムの一部であり、諸活動の可動性と統合を認めるさらにいっそう画一的な基準と手続きに従

属してきた。この点で、地方の権限の範囲は縮小し、基準の画一性は増大してきた。経済成長が、領域の階層的な分化と統合を含むという一般的な考えを、統合への傾向を「説明する」ために、今一度用いることができる。ネオスミス主義の理論は、できるだけ小さな、最下層のレベルでの政府を主張する以外、この問題についてこれ以上述べることがないが、大企業とその政治的同盟者は画一性を増大させる政府の役割をしばしば支持してきた。ネオケインズ主義者も、国家の政治的画一性を地方における不正義への解毒剤として見る以上に、画一性の説明に加えるものがないのである。

#### ネオマルクス主義的観点

ネオマルクス主義の理論は、資本主義における政治的なものと経済的なものとの間の異なった関係、それゆえに領域に対しても異なった役割を見ている。マルクス主義の理論は、政治的なものを、自由な企業活動のルールを機能させる中立的な審判とは見なさない。政治的なものは自立的なユニットではないが、非常に単純なやり方で経済的なものに結びついているわけでもない。国家は、資本の利害を促進するために存在するが、資本に対して介入し、労働の側にも立つ<sup>88)</sup>。資本主義は政府を、一方ではその小間使いに、また一方ではそのシステムの犠牲者の擁護者にする。

その関係は複雑である。なぜなら様々なタイプの資本と労働力が存在し、国家の様々なレベルが資本と労働力それぞれの様々な部分と様々な結びついているからである。一部の労働力あるいは一部の資本のいずれかを助けるために、国家が行為するたびに、国家は労働力と資本との間の緊張を変化させ、悪化させさえする。こうした対立の種は、資本による労働力の搾取にある。ネオマルクス主義者は、資本主義国家が公共財を供給する必要があることを認めるが、その経済は、私的財の供給者としてのその能力において、絶えず増大する緊張と混乱を生み出す。資本主義が発展するにつれ、これらの潜在的な敵対関係が深まり、それを処置、抑制、そして転置する政府の役割も増す。例えば、相対的に低いコストを追求するために資本は自由でなければならない。これが意味するのは、相対的に低い原材料と労働力の

コストを提供する、異なった立地へ移動する自由かもしれない。しかし、移動するとしたら、資本がコミュニティを見捨てることにもなりうる。また、資本は絶えず新しい製品を発明し、古い製品を時代遅れのものにしなければならない。建造物と交通システム、そして建造環境全体が商品であり、しばしば公的資金を用いて公共財として購入される。資本主義は絶えずこれらを陳腐化させる。新しい輸送形態の発明は、都市の古い資本形態と労働力を時代遅れにすることによって、都市を破壊するかもしれない。このような矛盾によって、国家は、労働力と資本の各部分間にある関係の複雑な網の目に取り込まれる<sup>89)</sup>。だが、根本的な問題、つまり労働力と資本の対立から目をそむけさせることは、常に国家の利害にかなうわけではないもの、常に資本の利害にかなうのである。驚くべきことではないが、マルクス主義的観点からは、資本主義において期待される領域的効果の主要な組み合わせは、権力の源泉をあいまいにし、その意図から注意をそらせることに関係している。そして、同様に驚くべきことではないが、政治的領域へのマルクス主義的観点に関する以下の議論において検討されるのは、マルクス主義者なら、どのように 20 世紀の北アメリカにおける領域性に関係する 4 つの問題に取り組み、しかしどのように政治的領域がもつあいまい化の可能性への懸念を強調するであろうか、ということについてである。

マルクス主義の理論なら、国家の政府が複数のレベルからなることが、「経済的」なレベルで公共財を提供する効果をもつことを期待するであろう。これは、合衆国の場合、少なくとも憲法に概説されたサービスを提供することを意味する。そのみならず、それらのレベルが、労働力の様々な部分もつ文化と心性を再生産する境界づけられた地理的環境を供給する効果を持つことも、理論は期待するであろう<sup>90)</sup>。恵まれない近隣地区に居住することが意味するのは、人が受ける公共サービスが平均よりも低く、したがってサービスに関する人の期待がさらに低くなるかもしれないことである。それが意味するのは、人はもっと高度なレベルの教育やもっと良い仕事を熱望しないかもしれないということである。さらにこのことが意味するのは、低収入の卑しい *menial* 仕事を期待する一群の人々が、「生産される」である

うことである。逆の状況は、家賃が高い地区と裕福なコミュニティに見られる。ここでは人々はもっと多くのサービスを受け、そして期待する。

地方政府と自治体も、人々に、政治に参加し、その利害を声に出せるという感覚を与えることができる。だが、これは誤った感覚かもしれない。というのは、根本的な変化に影響を与える地方政府の力は限られているからである。この参加の感覚は、市民のニーズにほとんど応えていないのに、そうした政府を正当化することに役立つ。それは、資本の様々なニーズにも役立つ。企業活動は政府の異なったレベルで運営される。アメリカン・テレフォン・アンド・テレグラム社<sup>91)</sup>は、連邦政府に対してロビー活動するかもしれないが、建設業界は地元州議会を通して支援を求めるのである<sup>91)</sup>。

地方政府の領域の数が増加することは、労働者階級の意識を分割し、断片化する可能性がある<sup>92)</sup>。人々は、自分が属する階級に対するよりも、近隣や地区に対して忠誠の意識を形成するかもしれない。そのうえ、地方は希少資源を求めて、富裕層に対抗するより地方相互の間で争うようになるだろう。それゆえ、領域は、労働と資本との間の対立から注意をそらし、一つの区を別の区に対して、都市をその郊外に対して、スノーベルトをサンベルトに対して、あるいはアメリカの労働者をメキシコの労働者に対して闘わせる対立へと向けることができる。しかし、大都市型の政府の事例のように、小さい政治ユニットを合併して大きな政治ユニットを形成することは、貧困層には不利益になる可能性もある。なぜなら、それによって、政治活動と政治広告の費用が増加しうるからである。これによって、貧困層が公共団体に立候補することが困難となるであろう。

領域的ヒエラルキーは権力と責任の不整合をもたらしうるが、この不整合は権力の行使をさらにあいまいにするかもしれない。政府のローカルなユニットに、そのユニットでは対処できない問題を解決する責任を割り当ててしまうことは起こりうる。犯罪を防止する役割は、地方の管轄区域に割り当てられるかもしれないが、犯罪という出来事は、国家的問題である経済の状況に直接に関係する。誤った形で領域に対して責任を配分することは、評判のよくない政治的決定を処分する戦略となる。保守的な大統領

領は、福祉が国家の責任となることを望まないかもしれない。地方のコミュニティに貧困救済の責任を与えることは、実際には問題の範囲と原因が国家レベルにある時に、貧困層を支援するために何かが行われているという印象を与えるかもしれない。

画一性に関しては、マルクス主義者であれば、主として公共財とサービスの運営と供給における効率性から領域が分割される統一国家において、比較的容易に達成される、と主張するであろう。しかし、連邦システム、特に合衆国の場合、下位レベルの領域、すなわち州は元来自治権を有し、実質的な範囲の権限を憲法上保持している。したがって、この場合には、画一性を達成するのがもっと困難になると考えられるであろう。しかし、そのようなユニットとユニットの細分化を必要とし、重要とする経済的諸力と同じ力がそれらユニットが違いすぎないように、そして事実、人々、財、そして資本の移動を促進するために、それらがもっと似通うように要請するのである。

以前に注記したように、合衆国にとって、ユニットの画一性の法的基礎は、それが多数となる法的基礎と同様に、合衆国憲法の中に見出すことができる。州の組織構成の間にある画一性についての憲法の含意（第4条第4節）と、国家の法律が国土についての最高法規であるという憲法の主張（第4条）に加えて、憲法は画一性に影響を与えるいくつかの装置を提供してきた。列挙された排他的な連邦議会の権限があるが（第1条第8節）、そこには、硬貨を鑄造し、州間の通商を規制し、そして関税を徴収するための権限が含まれる。州の権限を制限すること、議会による州の不平等な扱いを禁止することが明示されている。例えば、連邦の先買権があり、「租税や関税は、いずれの州から輸出される物品にも賦課されないものとする」（第1条第9節）、そして「通商や歳入の規制によって、一つの州の港湾が別の州の港湾よりも優先的に扱われてはならない」（第1条第9節）といった主張がある。第1条第10節には州に対する特定の制約が述べられている。州の管轄区域が個々の市民の自由を妨げてはいけない、という規定も存在する。例えば、「各州の市民は、他州 the several States の市民が有する、すべての特権あるいは免責権を享受する資格がある」（第4条

第2節）、そして第14修正条項の規定には「いかなる州も、合衆国市民の特権または免責権を縮小する法律を制定または施行してはならない」とある。ゴードン・クラークによると、これらとその他の規定に対する裁判所の解釈は、地方政府から「[経済的分野における] 地方自治の独自性と可能性を、意義ある程度に維持できるであろうあらゆる力を」奪ってきた。「…政治的、経済的な権力は空間的かつ行政的に集権化してきたのである」<sup>93)</sup>。

マルクス主義者なら、これらとその他の法的基礎が資本主義に有利になるよう利用されてきた、と強調するであろう。画一性によって一消費者および生産者としての一個人は、地方の領域的制約から自由になることができる。画一性は、資本、労働力、そして製品の可動性を認める<sup>94)</sup>。その一般的な重要性は、もともと多くの点で自治権を持つ州が、流動的な資本と労働力のための型枠ないし貯蔵所以上にはほとんどなくなってこなかった、ということである。地方の領域のこうした受動的な役割は、人々の選択や移動の自由を高めるものとして、イデオロギ的に正当化される。資本の諸力が憲法の規定を用いて、地理的差異を制限し、国家的画一性を増大させるには時間はかからなかった。どの程度憲法による権利付与が集権化と画一性を支持する方向で解釈されてきたか、そしてどの程度資本主義の浸透が経済的相互関係の意味を拡張してきたかは、「通商条項」の法的解釈と、貨幣を鑄造する連邦議会の権利に例証されている。

もともと、「通商条項」は商業に対してのみ適用されると考えられていた。しかしながら、その条項はたちまち、州間および州内のすべての商品、労働力、さらには情報の移動に適用されるようになった。

業務取引は、金銭および／あるいは商品の交換を通じた形式的なものであれ、州間通商関連法規に影響した契約義務におけるような暗示的なものであれ、通商条項が付与する権限の範囲内に含まれるようになってきた…条項は、連邦議会に州間の通商を規制する権力も与えた…議会は通商の基準、条件、価格、そして相場さえ定めることができる<sup>95)</sup>。

議会に貨幣を鑄造する権力を与える条項は、「通貨の流通速度、通貨の形態、そして統一基準に基づ

いた負債の支払い〔を含む〕…通貨と為替の事実上全ての側面に適用されると解釈されてきた」<sup>96)</sup>。

国家より下位の領域的ユニットの役割に関する、これらのマルクス主義的見方は、グローバル経済の中での国民国家の役割を含むところまで拡大することができる。理論的には国民国家は、国家より下位のユニットとは異なり、政治的に自治権を有しており、国際連合と地域的同盟の努力にもかかわらず、今のところ、グローバルな連邦制、あるいは創設期の13植民地からなる緩やかに集権化したユニットに似た連合制さえ存在しない。それでも、国際的な経済連関は、ある程度の相互依存と協力を形成してきており、それらはグローバルな経済に対する国家の妨害を除く傾向を持ってきた。国家の通貨は一定の値に抑えられ、会計制度は標準化し、負債は概して返済される。そして、関税は一般化しているが、国際貿易への過度の干渉は報復を誘発するであろうし、国際的な経済封鎖は宣戦に等しい。それゆえ、中心的な政治権力が存在しないにもかかわらず、財と資本の流動を増大させ、国際的な経済的差異を減少させる規則に従う国際的な経済ネットワークが現れてきた。

今なおこのシステムは一定の地理的差異のもとで成長しているが、その条件は、このシステムが資本の可動性に干渉せず、資本に地理的機会の有利な組み合わせを提供する場合である。それゆえ、国によって、他よりも低い税、低い賃金、政治的安定等々を提供するかもしれない。様々な社会的経済的パッケージを提供することによって、国民国家はグローバルな経済の一部を惹きつけるために競争する。その上、国民国家の機能が資本を導く様々な地理的パッケージを創出することであるなら、ナショナリズムがこれらの領域的ユニットに対する忠誠心を教え込み、ユニットの正当性を提供しなければ、これらの機能が実行されることはできない。そうすることによって、ナショナリズムはグローバルなレベルから注意をそらし、国家レベルへとむける。それは、資本と労働力との間のグローバルな関係から、国際的そして国内的な政治的問題へと注意をそらせる。言い換えると、ナショナリズムは領域性を用いて、最も広大な地理的スケールでの階級闘争をあいまいにするのである。

ここまで、領域性の理論を北アメリカの政治組織に適用することによって、なぜ、どのように政治的領域的ユニットが発達したか、そしてそれらユニットがアメリカの政治プロセスにどのような効果を与えてきたのかを説明してきた。理論で説明される傾向すべてが当時のアメリカの政治システムに明白に現れていた、と主張できるが、やはり近代的な傾向の組み合わせが特に重要である。あらゆる立場の政治経済学の理論家が考えるであろうことは、大規模な地理的可動性と場所の商品化という資本主義の発展によって、領域は概念的に空にすることも満ちすこともできるという感覚、また、空間は事象と偶発的に関係する抽象的な計測可能なシステムであるという感覚が強化されてきたということである。領域のヒエラルキーが発達することによって、地理的にダイナミックな過程を封じ込め、導き、そしてかたどるためのコミュニティが定義され、非人格性の効果が高められ、そして、多くの場合、権力の官僚制と集権化が増大してきた。理論家の間での見解の不一致があるとすれば、これらの効果の評価に関して、そして領域性が権力関係をあいまいにするために用いられるのか否かに関してであろう。これらの問題に関する論争は、公共財の領域性が存在する理由、領域の数とその地理的スケール、そして権限の集中と集権化の理由について問う、という形態をとってきた。いずれの政治的立場も、領域と公共財が機能的に関係しあっていることを想定している。なぜなら領域は、外部性、つまりフリーライダーをコントロールしてかたどる、利用者と貢献者の範囲を境界づける方策として用いられているからである。領域的ヒエラルキーは、複雑な資本主義的政治システムにおいて、不可避であるとも考えられている。なぜなら、公共財は様々な地理的到達範囲を持ち、スピルオーバーと不整合は調整される必要があるからである。ネオスミス主義者は加えて、領域の増殖は公共財の到達範囲が異なることから生ずるが、それはある人口集団が自らの社会環境をコントロールすることを選択する自由が表現されたものでもある、と主張する。

ネオケインズ主義の理論は、領域の分割に起因する危険性を指摘する。それは管轄区域間の不整合を

強調し、どのようにこの不整合が不平等を悪化させ（領域の分割としばしば関連する傾向）、どのように領域が手段より目的となりうるのかを力説する。しかし、ネオケインズ主義者は、これらの問題が労働者階級に対抗するために、資本によって作り出され利用されたとはみなさない。

ネオマルクス主義者の立場はこの批判を展開し、資本の利害と矛盾しない領域の否定的な効果を示すことによって、それを再定式化している。領域は、大衆を搾取するための富裕層の（しばしば無意識の）道具となる。領域は、貧困層を選挙区に分断することで、貧困層を「分割し征服する」ことを助ける。領域は、社会紛争から領域紛争へと注意を転置し、社会的に注意を要する問題からの逃避を助長することに不適切に結びつく<sup>97</sup>。

領域の政治的なレベルは、領域性の近代的用法と深く関連する2つの分野のうちの1つである。もう1つの分野は職場である。そして、これから見るように、この小さな、あるいはミクロなスケールでの領域性の発展と解釈から引き出されるのは、政治的な領域のレベルで直面したのと同様の問題である。実際のところ、領域性の両者のレベルは絡み合っている。

## 訳注

- 1) 原文では *expedition* と記載されている。
- 2) 原文では *or* と記載されているが、別の資料では *our* である。
- 3) 原文では *scituate* と記載されているが、別の資料では *situate* である。
- 4) 原文の *division* は *decision* の誤植かと思われる。
- 5) *mucke of quittas* と表記する資料が存在する。
- 6) 先住民の地名のこと。
- 7) 今回の翻訳部分には含まれていない。
- 8) 1平方マイルの区画のことであり、タウンシップの1/36である。
- 9) 1/4平方マイルの区画のこと。
- 10) 領域性による空間の抽象的把握への転回のこと。
- 11) ウォーニング・アウトの誤記と思われる。
- 12) 「貢献しないこと」という意味である。
- 13) いわゆる AT&T 社のこと。

## 注

- 1) イギリス人は本質的には2つのタイプの公認による植民地を持っていた。1つは、所有権や「封土」という形態による個人への譲渡証書で、もう1つは会社への特許状であった。プリマスやロードアイランドのように公認されない植民地もあった。新世界の譲渡証書と特許状の起源についての議論に関しては、L. P. Kellog, 'The American Colonial Charter,' *Annual Report of the American Historical Association*, 1(1903), pp. 185-341; A. Madden, '1066, 1776 and All That: The Relevance of English Medieval Experience of "Empire" to Later Constitutional Issues,' (J. Flint and G. Williams (eds.), *Perspectives of Empire* (London: Longman, 1973), pp. 9-26 を見よ。植民地領主に関する議論については、G. T. Lapsley, *The Colony Palatine of Durham: A Study in Constitutional History* (New York: Longman, Green and Co., 1900); J. Scammell, 'The Origins and Limitations of the Liberty of Durham,' *English Historical Review*, 80 (1966), pp. 449-73 を見よ。
- 2) 中世の地籍図と測量技術についての展望は、D. J. Price, 'Medieval Land Surveying and Topographical maps,' *Geographical journal*, 121 (1955), pp. 1-10 を見よ。
- 3) T-O マップは、Norman Thrower, *Maps and Man* (England Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1972), pp. 32-4 中で議論されている。また、Lloyd A. Brown, *The Story of Maps* (New York: Bonanza Books, 1949), pp. 94-100 を見よ。
- 4) 経度と緯度が実用化されるには時間がかかった。17世紀になって初めて、可動計時器が正確な経度の測定を可能にした。J. H. Parry, *The Age of Reconnaissance* (New York: World Publishing Co., 1963), pp. 97-8 を見よ。
- 5) Joseph Needham and Wang Ling, *Science and Civilization in China* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1959, vol. 2, pp. 279-303. ジョセフ・ワン・リン著『中国の科学と文明〈第10巻〉土木工学』思索社, 1979年)
- 6) James Carder, *Art Historical Problems of a Roman Land Surveying Manuscript* (New York: Garland, 1978): P. Mackrindick, 'Roman Colonization and the Frontier Hypothesis,' (W. Wyman and C. Kroeber (eds.) *The Frontier in Perspective* (Madison: University of Wisconsin Press, 1957), pp. 3-20 を見よ。
- 7) エドムンド・バーク Edmund Burke による「仮想的代表」の概念は、彼が Sir Hercules Langrishe に宛てた手紙にみられる。 *Works of the Right Honorable Edmund Burke* (Boston: Little, Brown and Co., 1871), vol. 4 p. 293 を見よ。代表制の意味に関する概括的分析は、H. F.

- Pitkin, *The Concept of Representation* (Berkeley: University of California Press, 1967) に見られる。近代期以前の「代表制」システムの展望については以下を見よ。J. R. Pole, *Political Representation in England and the Origin of the American Republic* (New York: St Martins Press, 1966); D. Lutz, 'The Theory of Consent in Early State Constitutions,' *Publius*, 9(1979), pp. 11-42; George Sabine, *A History of Political Theory* (New York: Holt, Rinehart and Winston, 1961), 特に pp. 206-301. R. MacIver, *The Modern State* (London: Oxford University Press, 1964), pp. 141-2 は、我々が知っているような代表制には本当の前例がないと主張する。有機体的コミュニティつまりグマインシャフトの概念（有機体的代表ではないが）は F. Tonnies, *Community and Society* (East Lansing: Michigan State University Press, 1957) によって議論されている。グマインシャフトとグゼルシャフトとの区別は、デュルケイムからプラトンまでさかのぼることができる。グマインシャフトないし有機体的コミュニティは有機体的代表制によって示唆されるが、便宜的コミュニティ、すなわちグゼルシャフトは比例代表制によって示唆される。
- 8) 文書の翻訳は、Henry Steele Commager (ed.) *Documents of American History* (New York: F.S Crofts and Co., 1935), pp2-5 による。
  - 9) この寄進に関する議論は、L. Weckman-Munoz, 'The Alexandrine Bulls of 1493,' in F. Chiappelli (ed.) *First Images of America* (Berkeley: University of California Press, 1976, vol. 1 pp. 201-9.)
  - 10) コロンブスが裸の人々を引用して報告し、教皇がトルデシリャス条約でそうした人々に言及している事実にもかかわらず、このように記されている。
  - 11) Henry Steele Commager 前掲書、注 8), p.5. 少し異なるバージョンでは、F. N. Thorpe (ed.), *The Federal and State Constitutions, Colonial Charters, and Other Organic Laws of the United States* (Washington, D.C. :Government Printing Office, 1909), vol. 1 pp. 45-6 を見よ。
  - 12) F. N. Thorpe 前掲書、注 11), vol. 1, p. 54.
  - 13) Francis Jennings, *The Invasion of America: Indians Colonialism, and the Cant of Conquers* (New York: W. W. Norton and Company Ind., 1976), p. 78 による John Smith の引用。
  - 14) Francis Jennings 同上, p. 80 による Purchase の引用。
  - 15) 同上, p.80. 野蛮人や彼らの土地への権利に対する態度についてのさらなる詳細は Etienne Grisel, 'The Beginnings of International Law and General Public Law Doctrine,' in F. Chiappelli 前掲書、注 9), vol. 1, pp. 305-25 および W. Washburn, 'The Moral and Legal Justification for Dispossessing the Indians,' in J. Smith, *Seventeenth Century America* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1959), pp. 15-32) を見よ。多くが、「野蛮人」に対する態度を偽善的と見ていた。Montaigne は「私が収集できる全てのものから、この国には、未開で野蛮なものは存在しないとわかった。全てのものが、自分の国で行われていないもの全てに野蛮という肩書きを与えていることを除いては」と言った。Michel Montaigne, *Essays of Montaigne* (London: Reeves and Turner, 1902 ミシェル・モンテーニュ著 関根 秀雄 訳 『新選 モンテーニュ随想録』白水社、1998 年), vol. 1, p. 241.
  - 16) オランダ西インド会社は、準主権をもった商業独占会社として特許を与えられたが、領域の譲渡は受けなかった。
  - 17) N. Carmey, 'The Ideology of English Colonization : From Ireland to America' *William and Mary Quarterly*, ser. xxx (1975), pp. 86-125.
  - 18) A. Slavin, 'The American Principles From More to Locke,' in F. Chiappelli 前掲書、注 9, vol. 1, p. 139.
  - 19) William Cronon, *Changes in the Land: Indians, Colonists, and the Ecology of New England* (New York: Hill and Wang, 1983 ウィリアム・クロノン著、佐野敏行・藤田真理子訳『変貌する大地—インディアンと植民者の環境史』勁草書房、1995 年), p.57 による Roger Williams の言葉の言い換え及び引用。
  - 20) Francis Jennings 前掲書、注 13), p. 82 による Wingthrop の言葉の言い換え。
  - 21) William Cronon 前掲書、注 19), p. 56-7 による Cotton の引用。後にマサチューセッツ法は、インディアンが耕作地を保持することを実際に認めた。
  - 22) Francis Jennings 前掲書、注 13), p. 60 による Marshall の引用。入植、開拓、植え付け、そして一般的に何らかのタイプの資本投下はこれまで「利用 improvement」もしくは「開発 development」と呼ばれており、今もそう呼ばれている。住宅建設業者は、「デベロッパー」と呼ばれる。
  - 23) F. N. Thorpe 前掲書、注 11), vol. 7, p. 3795.
  - 24) S. Kingsley, *Records of the Virginia Company* (Library of Congress, 1906-35), vol. 3.
  - 25) F. N. Thorpe 前掲書、注 11), vol. 7, p. 3795.
  - 26) 同上, vol.6, pp. 2754-5.
  - 27) 同上, vol.3, p. 3215.
  - 28) 同上, vol.5, p. 1632.
  - 29) 同上, vol.5, p. 2538.
  - 30) 同上, vol.5, p. 2574.
  - 31) 同上, vol.5, pp. 3036-40 (強調は著者)。
  - 32) 同上, vol.5, p. 2772.
  - 33) Marshall Harris, *Origin of the Land Tenure System in the United States* (Ames: Iowa State College Press, 1953), pp. 37-8.
  - 34) Harry Wright (ed.), *Indian Deeds of Hampden*

- County, Massachusetts* (Springfield, Massachusetts, 1905), p. 11.
- 35) America Ford, *Colonial Precedents of Our National Land System as It Existed in 1800* (Madison: University of Wisconsin), pp. 29-30 による Journals of the House of Representatives of Massachusetts Bay, 1715, p. 30 の参照。
- 36) Marshall Harris 前掲書, 注 33, p. 240 における Penn の譲渡証書に関する描写を見よ。初期の北アメリカにおける測量と地図化についての一般的な議論については M. Eggleston, 'The Land System of the New England Colonies,' *The Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science Series*, 4, (Baltimore, 1886), p. 22; W. D. Pattison, *Beginnings of the American Rectangular Land Survey System, 1784-1800* (Chicago: Department of Geography, Resource Paper no. 50, 1957) の特に p. 64, そして N. J. Thrower, *Original Survey and Land Subdivisions: A Comparative Study of the Form and Effect of Contrasting Cadastral Surveys* (Chicago: University of Chicago Press, 1967).
- 37) America Ford 前掲書, 注 35), p.30.
- 38) Marshall Harris 前掲書, 注 33), pp.338-9.
- 39) Harry Wright 前掲書, 注 34), William Cronon, 前掲書, 注 19, pp. 74-5.
- 40) Constania Maxwell, *Irish History from Contemporary Sources (1509-1610)* (London: George Allen and Unwin, 1923), とりわけ pp. 37, 279, そして 281, そして D. B. Quinn, *The Elizabethans and the Irish* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1966).
- 41) 例えば Captain Nicholas Pynnar の調査を見よ。
- 42) By the King, a Project of the Division and Plantation of the Escheated Lands in Six Several Counties in Ulster, Namely Tyrone, Coleraine, Donegal, Fermanagh, Armagh, and Cavan', in Walter Harris, *Hibernica: Or, Some Ancient Pirces Relating to Ireland* (Dublin: John Milliken, 1770), p. 105.
- 43) 同上, p. 107
- 44) 同上, pp. 123-38, 引用は pp. 135-6.
- 45) 同上, pp. 140-3.
- 46) 同上, pp. 140-3. Amelia Ford 前掲書, 注 35), p. 2 は, Petty による比較的抽象的な土地の配置に言及している。
- 47) Calendar of Fiants, Edward VI, no.724; Eliz. no.474 は the 8th and 11th Reports of the Keeper of the Public Records of Ireland, House of Commons, 1878-9, vol. 39, そして House of Commons, 1876, vol. 39 に含まれている。
- 48) この実験は, ある意味で, 地理学における距離相互作用概念の非計量的な等価物である。本書第 1 章における空間分析に関する議論を見よ。
- 49) ケンブリッジ綱領でのこれらの問題に関する議論については, *Creeds and Platforms of Congregationalism* (Boston: The Pilgrim Press, 1893 and 1960) を見よ。また John Cotton, *The way of the Churches in New England* (London, 1645), pp. 109-10 を見よ。
- 50) Robert Kingdon, 'Protestant Parishes in the Old World and New : The Cases of Geneva and Boston,' *Church History*; 48(1979), pp. 290-304.
- 51) Robert Kelso, *The History of the Public Poor Relief in Massachusetts: 1620-1920* (Boston: Houghton Mifflin and Company, 1922), p. 36.
- 52) 同上, p. 38.
- 53) *Records of the Colony of New Plymouth in New England*, D. Pulsifer (ed.), vol.7, *Laws: 1623-1682* (Boston: William White, 1861), p. 118.
- 54) Second Report of the Record Commissioners, City of Boston, Document 46-1881 (Boston Town Records, 1634-60). また Robert Kelso 前掲書, 注 51).
- 55) Robert Kelso 前掲書, 注 51), p. 41.
- 56) 同上, pp. 41-2.
- 57) 同上, p. 46.
- 58) 同上, p. 59.
- 59) D. T. Fiske, 'Discourse Relating to the Churches ... of Essex North,' in *Contribution to the Ecclesiastical History of Essex County, Massachusetts* (prepared and published under the direction of the Essex North Association of Boston: Congregational Board of Publications, 1865), p. 263; Massachusetts Historical Collections, vol. 1, p. 216 および vol. 3, p. 78.
- 60) Resource は比較的新しい用語である。O.E.D はこの用語が 1611 年に初めて現れたことを引用している。
- 61) 土地の商業化と植民地的土地利用慣行へのその効果に関しては William Cronon 前掲書, 注 19), p. 75 を見よ。
- 62) Thomas Hobbes, *Leviathan* (Chicago : Encyclopedia Britannica, Great Books, 1952 トーマス・ホブズ著, 水田 洋訳『リヴァイアサン 改訂版』岩波書店; 1992 年).
- 63) Jean Bodin, *Six Books of the Commonwealth* (Oxford: Basil Blackwell, 1955), p. 30.
- 64) John Milton, *Prose Work* (London: Everyman's Library, 1958), pp. 233-42; David Hume, T. H. Greene and T. H. Grose (eds.), *Essays Moral, Political, and Literary* (New York: Longman, Green and Co., 1898 デヴィッド・ヒューム, T.H.グリーン, T.H.グロース編, 小松 茂夫 訳『市民の国について〈上〉〈下〉改訂版』岩波書店, 1982 年), vol. 1, pp. 482-93.
- 65) Jean-Jacques Rousseau, *Political Writings* (New York: Nelson, 1953).
- 66) Samuel Huntington, 'The Founding Fathers and the Division of Powers,' in Arther Maass (ed.), *Area and*



- Power* (Illinois: The Free Press, 1959), pp. 150-205.
- 67) C. Kenyon (ed.), *The Antifederalists* (Indianapolis: The Bobbs-Merrill Co., 1966).
- 68) M. Farrand(ed.), *The Records of the Federal Convention*, 3 vols. (New Haven: Yale University Press, 1911), vol.2, p. 124における James Madison の言葉。これは、階級は、地理学的コミュニティの場合と同様に代表されるべきであるという声明に従っている。
- 69) *Federalist*, no. 10
- 70) G. Hunt (ed.), *Writings*, 9 vols. (New York: G. Putnam and Sons, 1900-1), vol. 5, p. 31 における James Madison の言葉。党派と領域については vol. 9, pp. 524-5 を見よ。第 6 巻では、立法、司法、そして行政の分立の価値についての議論の後、彼は以下のように付言している。「合衆国の政治システムは、高い賞賛に値する。国民によって委ねられる権力はまず、一般政府と州政府の間で分割される。それぞれの政府は、さらに行政府、立法府、そして司法府の細分される… [これは] 立法者がその国に今まで残したうちで最良の遺産となるかもしれない」(pp. 91-2)。そして、第 9 巻で、彼は次のように問う。「最も小さな土地の断片の中に…そうした条件 [利害の均質性] が外観として確認できる前に、ヴァージニアはどれほど多くの部分に細分化されなければならないのか…まもなく製造業や農業階級がかつての不調和の源に加えられようというのに」(p. 526)。
- 71) Roy Honeywell, *The Educational Works of Thomas Jefferson* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1931), 特に第 2 章。
- 72) Thomas Jefferson, *Writings*, 20 vols., Andrew Lipscomb (ed.), (Washington D.C.: The Thomas Jefferson Memorial Association, 1903-4), vol. 2, p. 122. これは Samuel Huntington 前掲書, 注 66), p. 175 に引用されている。
- 73) Donald Lutz 前掲書, 注 7)。これはもちろん、参政権が普遍的であったことを意味しない。J. Pole, *Political Representation in England and the Origins of the American Republic* (London: Macmillan, 1966), 特に pp. 127, 385 そして G. Wood, *The Creation of the American Republic* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1969), p. 172 も見よ。
- 74) これは、誰もどの州が憲法を批准したのか知らなかったという事実が原因となっていたのかもしれない。
- 75) Max Farrand, *The Legislations of Congress for the Government of the Organized Territories of the United States: 1789-1895* (Newark, N.J.: Wm.A. Baker, 1896)
- 76) *Federalist*, no.17. また *Federalist*, no.45 を見よ。
- 77) Kenneth Winkle, 'The Politics of Community: Migration and Politics in Antebellum Ohio' (Madison: University of Wisconsin, Ph.D. thesis, 1984).
- 78) ド・トクヴィルはしばしばアメリカ人の可動性についてのコメントを残している。
- 79) もっと正確に言うならば、彼らがこれらの効果について気づかされるならば、彼らは同意するであろうということである。なぜなら、多くの理論家は空間と領域とを完全に無視してきたからである。彼らは、政治経済的活動があたかも地理的真空の中で起こっているかのようになっている。
- 80) アダム・スミスは、政府が公共財を提供する必要があるということを認識していた。この点で、事実上政府の役割の余地を全く残さないアメリカの保守的な政治家よりも「リベラル」に思える。
- 81) 純粋公共財の定義は、主として以下の文献から得ている。Robert Bennett, *The Geography of Public Finance* (London: Methuen, 1980), pp. 11-13.しかし次の文献にも依拠している。Paul Samuelson, 'The Pure Theory of Public Expenditure,' *Review of Economics and Statistics*, 36 (1954), pp. 387-9.
- 82) Mancur Olson, *The Logic of Collective Action* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1965 マンクール・オルソン著 依田博・森脇俊雅訳『集合行為論 公共財と集団理論』ミネルヴァ書房, 1983年)。
- 83) Kevin Cox, *Conflict, Power and Politics in the City: A Geographic View* (New York: McGraw-Hill, 1973 ケヴィン・コックス著, 山本 健児訳『都市における軋轢・権力・政治: ひとつの地理学的考察』(『経済地理学年報』Vol.21, No.2 pp. 100-104 所収), p. 3 および Gordon Tullock, *Toward a Mathematics of Politics* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1967), pp. 82-3.
- 84) Kevin Cox 前掲書, 注 83), pp. 10-11.
- 85) Robert Bennett 前掲書, 注 81), pp. 64-5. その上、ネオケインズ主義者らは、領域はしばしば本質的に目的となりうることを警告してきた。補助は場所に与えられ、それが人々に代わるものとなる。M. Edel, 'People Versus "Places" in Urban Impact Analysis,' in N. Gluckman (ed.), *The Urban Impact of Federal Policies* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1980), pp. 175-91 を見よ。
- 86) Gordon Clark and Michael Dear, *State Apparatus: Structures and Language of Legitimacy* (Boston: Allen and Unwin, 1984), 特に第 2 章。
- 87) これはもちろん一般化した言い方である。なぜなら、他のレベル全てとともに、これらのレベルには別の名前があるからである。
- 88) 資本主義における国家の役割とは正確には何なのか、については十分に研究されていない。Gordon Clark and Michael Dear 前掲書, 注 86), この主題の展望については特に第 2 章を見よ。
- 89) Gordon Clark, 'Towards a Critique of the Tiebout Hypothesis,' in A. Burnett and P. Taylor (eds.),

- Political Studies from Spatial Perspectives* (New York: John Wiley, 1981), pp. 111-30; C. Tiebout, 'A Pure Theory of Local Expenditures,' *Journal of Political Economy*, no.64 (1956), pp. 416-24. Ivan Szelenyi, 'The Relative Autonomy of the State or State Mode of Production,' in Michael Dear and Allen Scott (eds.), *Urbanization and Urban Planning in Capitalist Society* (New York: Methuen, 1981), pp. 565-91.
- 90) Richard Peet, 'Inequality and Poverty: A Marxist-Geographic Inquiry,' *Annals of the Association of American Geographers*, 65 (1975), pp. 564-71.
- 91) J. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State* (New York: St Martin's Press, 1873).
- 92) Kevin Cox, *Urbanization and Conflict in Market Societies* (Chicago: Maroufa Press, 1978), p. 84. 及び Ron Johnston, 'The Local State and the Judiciary,' in Robin Flowerdew (ed.), *Institutions and Geographic Patterns* (New York: St Martin's Press, 1982), 特に p. 263.
- 93) Gordon Clark, 'The Law, the State, and the Spatial Integration of the United States,' *Environment and Planning A*, 13 (1981), pp. 1197-1232. p. 1198 を参照。
- 94) 同上。
- 95) 同上, p. 1212.
- 96) 同上, p. 1215.
- 97) 現代の政治組織における主要な領域の用法は、特定の政治理論によって扱われていないが、領域性の理論の帰結となる。この用法とは、長期的あるいは短期的な計画や責任へと意思決定を分割することであり、その分割が政治的領域のレベルと関連することである。政府における多くの決定は、意思決定過程を複数の段階とレベルに分割するために領域を用いる。一つの計画が国のレベルで考案され、認可され、そして予算化されると、それは州や地方のレベルで実施され、さらなる予算がつく。例えば、これは核エネルギーの場合にあてはまる。その研究、開発、そして国家にとっての優先順位は、地方のレベルの地理的な詳細が検討される前に確立される。計画が実施されるときまでに、地方のユニットに残された選択肢はほとんどない。こうした過程の効果は、一つのレベル—全国—では計画の地理的影響は正確になり、もう一つのレベル—地方—では、ずっと後になってこの過程が別の場所に移されなければならなくなるまで、影響が不正確、ないし確定されないままにされるということである。控えめに言っても、こうした手順によって、地方のレベルで強く抵抗されるかもしれない決定がなされることが可能となってしまうのである。